



(目的) この法律は、労働者が相互扶助の精神に基づき協同して住宅又は住宅の用に供する宅地を供給する事業を行なうために必要な組織について定め、もつて健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を確保し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(組合基準)

第二条 住宅協同組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 組合員の相互扶助を目的とすること。
- 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
- 三 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
- 四 住宅協同組合の剰余金を出資額に応じて割りもどす場合には、その限度が定められていること。

2 住宅協同組合及び住宅協同組合中央会は、そ

の事業の運営については、政治的に中立でなければならぬ。

第三条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第四条 住宅協同組合又は住宅協同組合中央会は、その名称中には、住宅協同組合又は住宅協同組合中央会という文字を用いなければならぬ。

2 住宅協同組合又は住宅協同組合中央会ではない者は、その名称中に、住宅協同組合又は住宅協同組合中央会であることを示す文字を用いてはならない。

3 住宅協同組合又は住宅協同組合中央会は、その名称を使用することを他人に許諾してはならない。(地区)

第五条 住宅協同組合は、都道府県ごとに一個とし、その地区は、都道府県の区域による。

2 住宅協同組合中央会は、全国を通じて一個とする。

(法人格)

第六条 住宅協同組合及び住宅協同組合中央会は、法人とする。

(住所)

第七条 住宅協同組合及び住宅協同組合中央会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第八条 住宅協同組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用については、同法第二十四条各号に掲げる要件を備える組合とみなす。

第二章 住宅協同組合

### 第一節 事業

(最大奉仕の原則)

第九条 住宅協同組合(以下「組合」という。)は、その行なう事業によつて、その組合員に最大の奉仕をすることを目的とし、營利を目的としてその事業を行なつてはならない。

(事業)

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行なうことができる。

2 組合員のための住宅の建設又は取得

一 組合員に対する住宅及び住宅の用に供する

三 組合員に対する住宅及び住宅の用に供する宅地の賃貸その他の管理及び譲渡

四 組合員の貯金又は定期積金の受入れ

五 組合が賃貸し、又は譲渡する住宅および組合が賃貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡

六 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業

七 組合員のための住宅又は住宅の用に供する宅地の売買、交換又は賃借の代理又は媒介する。

八 前号の事業に附帯する事業

第二節 組合員

(組合員の資格)

第十一条 組合の組合員たる資格を有する者は、次に掲げる者で定款で定めるものとする。ただし、法人は組合員となることができない。

- 一 組合の地区内に住所又は勤務地を有している者たる者で該組合から住宅又は住宅の用に供する宅地の供給を受けたもの
- 二 組合の地区内に住所又は勤務地を有していない者たる者で当該組合から住宅又は勤務地を有している者たる者で該組合から住宅又は住宅の用に供する宅地の供給を受けることが適当と認められるもの

三 組合の地区内に住所又は勤務地を有していない者たる者で当該組合から住宅又は住宅の用に供する宅地の供給を受けることが適当と認められるもの

四 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

第五条 組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込み及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払の終わった時に組合員となる。

第六条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、相続開始の時に組合員になつたものとみなす。この場合は、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。

第七条 組合員は、九月日前までに予告し、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

第八条 組合員は、同一の世帯に属する者又は他の組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

九 組合員は、組合員の同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

十 組合員は、組合員の同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

十一 組合員は、組合員の同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

十二 組合員は、組合員の同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

十三 組合員は、組合員の同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

十四 組合員は、組合員の同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

十五 組合員は、組合員の同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

十六 組合員は、組合員の同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

十七 組合員は、組合員の同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

十八 組合員は、組合員の同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

十九 組合員は、組合員の同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

二十 組合員は、組合員の同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

二十一 組合員は、組合員の同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

二十二 組合員は、組合員の同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

二十三 組合員は、組合員の同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

二十四 組合員は、組合員の同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

二十五 組合員は、組合員の同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

二十六 組合員は、組合員の同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

二十七 組合員は、組合員の同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

二十八 組合員は、組合員の同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

二十九 組合員は、組合員の同一の世帯に属する者又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

四 代理人は、十人以上の組合員を代理することができない。

五 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

(加入の自由)

第六条 組合は、その組合員の数を制限することができない。

第七条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

(加入)

第八条 組合に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込み及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払の終わった時に組合員となる。

第九条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第十条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第十一条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第十二条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第十三条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第十四条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第十五条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第十六条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第十七条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第十八条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第十九条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第二十条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第二十一条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第二十二条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第二十三条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第二十四条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第二十五条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第二十六条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第二十七条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第二十八条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第二十九条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第三十条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第三十一条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第三十二条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第三十三条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第三十四条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第三十五条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第三十六条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第三十七条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第三十八条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。

第三十九条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするとときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際につけられたよりも困難な条件をつけてはならない。



2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならぬ。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧等)

第三十五条 組合員は、総組合員の十分の一以上簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員改選の請求)

第三十六条 組合員は、総組合員の十分の一以上連署をもつて、役員の改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又は定款若しくは規約の違反を理由として改選を請求するときは、この限りではない。

3 第一項の規定による改選の請求があつたとき山を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事は、その請求を総会の議に付し、か

つ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、か

つ、前項の場合については、第四十二条第一項及び第四十三条の規定を準用する。

(商法等の準用)

第三十七条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十八条第一項(次員の場合の処置)、第二

百六十七条规定から第二百六十九条ノ三まで(取締役に対する訴え)及び第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五条(代表権の委任)並びに商法第二百五十四条ノ二(取締役の義務)、第二百六十一條から第二百六十二条まで(会社代表)及び

第二百七十八条(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、理事会については、商法第二百三十九条第五項、第二百四十四条第二項(特別利害關係人の議決権)、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで(取締役会の招集)及び第二百六十一条ノ三(取締役会の議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十一條第三項中「第二百五十八条」とあるのは、「第二百五十九条第一項」と、同法第二百八十四条中「前条

第一項」とあるのは「住宅協同組合法第三十四条第一項」と読み替えるものとする。

(顧問)

第三十八条 組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時組合の重要な事項に關し助言を求めることができる。ただし、顧問は、組合を代表することができない。

(参考及び会計主任)

第三十九条 組合は、理事会の決議により、参考及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は從事する事務所において、その業務を行なわせる

ことができる。

2 参事については、商法第三十八条第一項及び二条(支配人)の規定を準用する。

第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条(支配人)の規定を準用する。

第四十条 組合員は、総組合員の二十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参考又は会計主任の解任の請求をすることができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

(総会の議決事項)

3 第一項の規定による請求があつたときは、理

事会は、その参考又は会計主任の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否の決定の日の七日前までに、その参考又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えるなければならない。

(総会の招集)

第四十一条 通常総会は、定款の定めるところにより、何時でも招集することができる。

2 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求があつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

3 第二項」と読み替えるものとする。

(顧問)

第四十二条 総会は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(総会の議事)

第四十三条 前項第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事会が総会招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て総会を招集することができる。理事の職務を行なう者がない場合において、組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得たときも同様とする。

(総会招集の手続)

第四十四条 総会の招集は、会日の十日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第三十九条 組合は、理事会の決議により、参考及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は從事する事務所において、その業務を行なわせる

ことができる。

2 参事については、商法第三十八条第一項及び二条(支配人)の規定を準用する。

第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条(支配人)の規定を準用する。

第四十条 組合員は、総組合員の二十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参考又は会計主任の解任の請求をすることができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

(総会の議決事項)

3 第一項の規定による請求があつたときは、理

一定款の変更  
二 契約の設定、変更又は廃止  
三 每事業年度の収支予算及び事業計画の設定  
四 その他定款で定める事項

又は変更  
2 定款の変更は、行政庁の認可を受けなければならない。  
3 前項の認可については、第五十七条第二項の規定を準用する。

4 理事は、前項の可否の決定の日の七日前までに、その参考又は会計主任に対し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えるなければならない。

(総会の招集)

第四十五条 組合の組合員に対する通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときはその場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議決事項)

3 第一項の規定による請求があつたときは、理

121条」とあるのは「住宅協同組合法第四十四

条(総会の決定)、第二百三十九条第五項、第二百四十四条第二項(特別利害關係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「住宅協同組合法第四十四

条」と、同法第二百四十七条第一項中「第三百四十三条」とあるのは、「住宅協同組合法第四十八条」と読み替えるものとする。  
**(総代会)**  
第五十条 組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる。  
2 総代は、定款の定めるところにより、組合員のうちから、これを選舉する。  
3 総代の定数は、少なくとも、二百人以上でなければならない。  
4 総代の選舉については、第二十四条第六項及び第七項の規定を準用する。  
5 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

6 総代会について、総会に関する規定を準用する。この場合において、第十三条第二項中「その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員」とあるのは「組合員」と、同条第四項中「十人」とあるのは「五人」と読み替えるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかるらず、総代の選舉(補欠の総代の選舉を除く。)をし、又は第四十八条第二号の事項について議決することができない。

(準備金及び繰越金)  
第五十一条 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剩餘金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失のん補に充てる場合を除いては、取りくすしてはならない。

4 組合は、第十条第六号の事業の費用に充てるため、毎事業年度の剩餘金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ。

(剩餘金の割りもどし)  
第五十二条 組合は、損失をてん補し、前条に定める金額を控除した後でなければ剩餘金を割りもどしてはならない。

2 剩餘金の割りもどしは、定款の定めるところにより、組合員の出資額に応するほか、これをなしてはならない。

3 組合が、剩餘金の割りもどしなすときは、年一割をこえではならない。

(剩餘金の払込充当)  
第五十三条 組合は、組合員が期日の到来した出資の払込みを終わるまで、その組合員に割りもどすべき剩餘金をその払込みに充てることができる。

(財務基準)  
第五十四条 前三条に定めるもののほか、組合がその財務を適正に処理するために必要な事項は、政令で定める。

(第四節 設立)  
(発起人)  
第五十五条 組合を設立するには、その組合員にならうとする二十人以上の者が発起人となることを要する。

2 組合は、千人以上の組合員がなければ設立することはできない。

(創立総会)  
第五十六条 発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならぬ。

2 前項の公告は、会議開催日の少なくとも二週間前までにしなければならない。

(理事への事務の引継ぎ)  
第五十七条 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出する。

(設立の認可)  
第五十八条 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他必要な事項を記載した書面を行政庁に提出して、設立の認可を受けなければならない。

2 行政庁は、次の各号の一に該当する場合を除き、前項の認可をしなければならない。

1 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

2 事業を行なうために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが困難であると認められるとき。

(商法等の準用)  
第六十五条 組合の解散及び清算については、商法第一百六十五条、第二百二十四条、第二百三十一、第二百三十九条第二項及び第三項、第二百三十二条、第四百七十七条第一項、第四百八十二条、第二百三十六条、第二百三十七条第一項、第四百三十七条(合名会社及び株式会社の清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十六条、第三十七条、第二百三十五条ノ二、第二百三十六条、第三十七条ノ二、第二百三十五条ノ二十一、第二百三十六条、第二百三十七条、第二百三十八条(法人の清算の監督)の規定を、組合の清算人については、第二十七條から第三十五条まで、第四十二条第二項及び第四十三条並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百五十四条第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四条ノ二(取締役の義務)、第二百五十八条第一項

別利害関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期又は続行の決議)、第二百四十四条(株主総会の議事録)、第二百四十七条から第二百五十三条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条(株主総会の決議の取消し又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは、「住宅協同組合法第五十六条第一

条(株主総会の決議の取消し又は無効)の規定

を準用する。この場合において、商法第四百三十二条(株式会社の設立の無効)の規定を準用する。

二十八条(株式会社の設立の無効)の規定を準用する。

(商法の準用)

第六十二条 組合の設立については、商法第四百二十九条(株式会社の設立の無効)の規定を準用する。

二十九条(株式会社の設立の無効)の規定を準用する。

(解散の理由)

第六十三条 組合は、次の理由によつて解散する。

一 総会の決議

二 組合の破産

三 定款で定める存立時間の満了

四 第八百八条第二項の規定による解散の命令

五 組合が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人とば、その効力を生じない。

(清算人)

第六十四条 組合が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人とば、その効力を生じない。

(この限りでない)

(成立の届出)

第六十五条 組合は、成立の日から一週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

二十九条(株式会社の設立の無効)の規定を準用する。

三十一条(株式会社の設立の無効)の規定を準用する。

(成立の時期)

第六十六条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(欠員の場合の処置) 第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで(取締役会の招集)、第二百六十条ノ三から第二百六十二条(取締役会の議事録及び会社代表)、第二百六十七条(取締役の責任の解除)の規定を準用する。この場合において、商法第二百六十二条第三項中「第二百五十八条」であるのは「第二百五十八条第一項」と、同法第三百八十四条中「前条第一項」とあるのは「住宅協同組合法第六十五条ニ於テ準用スル同法第三百八十四条第二項」と、同法第四百七十七条第二項中「前項」とあるのは「住宅協同組合法第六十四条」と、同法第四百二十六条第二項中「六ヶ月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上二当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ十分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替えるものとする。

**第六十七条 中央会の会員たる資格を有する者は、次に掲げる者とする。**

### 一 組合

二 勤労者の団体又はその連合団体であつて、定款で定めるもの

三 前二号に掲げる者以外の者であつて、定款で定めるもの

### (議決権及び選挙権)

第六十八条 会員は、各一個の議決権及び役員の選挙権を有する。

二 会員は、定款の定めるところにより、第七十条第四項において準用する第四十四条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行なうことができる。

三 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面を中央会に差し出さなければならない。

5 他の必要な事項

第六十九条 中央会は、定款の定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。

2 会員は、前項の経費の支拂について、相殺をもつて中央会に対抗することができない。

(経費の賦課)

第七十条 中央会の会員に関する事項について

は、第十四条、第十七条第一項及び第十八条(第一項第一号を除く。)の規定を準用する。

四 組合に関する調査及び研究

五 前各号の事業のほか、組合の健全な発達を図るために必要な事業

六 中央会は、その事業を行なうために必要があるときは、定款の定めるところにより、組合に對し、その業務若しくは会計に関する重要な事項について指

示することができる。

### 第二節 会員

(会員の資格)

第二章 住宅協同組合中央会

**第一节 事業**

(事業)

第六十六条 住宅協同組合中央会(以下「中央会」という。)は、次の事業を行なうものとする。

一 組合の組織、事業及び経営の指導並びに連絡

二 組合の監査

三 組合に関する知識の普及及び情報の提供

四 組合の監査

五 前各号の事業のほか、組合の健全な発達を図るために必要な事業

六 中央会は、その事業を行なうために必要があるときは、定款の定めるところにより、組合に對し、その業務若しくは会計に関する重要な事項について指

示することができる。

七 第二節 会員

八 第二節 会員

九 第二節 会員

十 第二節 会員

十一 第二節 会員

十二 第二節 会員

十三 第二節 会員

十四 第二節 会員

十五 第二節 会員

十六 第二節 会員

十七 第二節 会員

十八 第二節 会員

十九 第二節 会員

二十 第二節 会員

二十一 第二節 会員

二十二 第二節 会員

二十三 第二節 会員

二十四 第二節 会員

二十五 第二節 会員

二十六 第二節 会員

二十七 第二節 会員

二十八 第二節 会員

二十九 第二節 会員

三十 第二節 会員

三十一 第二節 会員

三十二 第二節 会員

三十三 第二節 会員

三十四 第二節 会員

三十五 第二節 会員

三十六 第二節 会員

三十七 第二節 会員

三十八 第二節 会員

三十九 第二節 会員

四十 第二節 会員

四十一 第二節 会員

四十二 第二節 会員

四十三 第二節 会員

四十四 第二節 会員

四十五 第二節 会員

四十六 第二節 会員

四十七 第二節 会員

四十八 第二節 会員

四十九 第二節 会員

五十 第二節 会員

五十一 第二節 会員

五十二 第二節 会員

五十三 第二節 会員

五十四 第二節 会員

五十五 第二節 会員

五十六 第二節 会員

五十七 第二節 会員

五十八 第二節 会員

五十九 第二節 会員

六十 第二節 会員

六十一 第二節 会員

六十二 第二節 会員

六十三 第二節 会員

六十四 第二節 会員

六十五 第二節 会員

六十六 第二節 会員

六十七 第二節 会員

六十八 第二節 会員

六十九 第二節 会員

七十 第二節 会員

七十一 第二節 会員

七十二 第二節 会員

七十三 第二節 会員

七十四 第二節 会員

七十五 第二節 会員

七十六 第二節 会員

七十七 第二節 会員

七十八 第二節 会員

七十九 第二節 会員

八十 第二節 会員

八十一 第二節 会員

八十二 第二節 会員

八十三 第二節 会員

八十四 第二節 会員

八十五 第二節 会員

八十六 第二節 会員

八十七 第二節 会員

八十八 第二節 会員

八十九 第二節 会員

九十 第二節 会員

九十一 第二節 会員

九十二 第二節 会員

九十三 第二節 会員

九十四 第二節 会員

九十五 第二節 会員

九十六 第二節 会員

九十七 第二節 会員

九十八 第二節 会員

九十九 第二節 会員

一百 第二節 会員

一百一 第二節 会員

一百二 第二節 会員

一百三 第二節 会員

一百四 第二節 会員

一百五 第二節 会員

一百六 第二節 会員

一百七 第二節 会員

一百八 第二節 会員

一百九 第二節 会員

一百二十 第二節 会員

一百二十一 第二節 会員

一百二十二 第二節 会員

一百二十三 第二節 会員

一百二十四 第二節 会員

一百二十五 第二節 会員

一百二十六 第二節 会員

一百二十七 第二節 会員

一百二十八 第二節 会員

一百二十九 第二節 会員

一百三十 第二節 会員

一百三十一 第二節 会員

一百三十二 第二節 会員

一百三十三 第二節 会員

一百三十四 第二節 会員

一百三十五 第二節 会員

一百三十六 第二節 会員

一百三十七 第二節 会員

一百三十八 第二節 会員

一百三十九 第二節 会員

一百四十 第二節 会員

一百四十一 第二節 会員

一百四十二 第二節 会員

一百四十三 第二節 会員

一百四十四 第二節 会員

一百四十五 第二節 会員

一百四十六 第二節 会員

一百四十七 第二節 会員

一百四十八 第二節 会員

一百四十九 第二節 会員

一百五十 第二節 会員

一百五十一 第二節 会員

一百五十二 第二節 会員

一百五十三 第二節 会員

一百五十四 第二節 会員

一百五十五 第二節 会員

一百五十六 第二節 会員

一百五十七 第二節 会員

一百五十八 第二節 会員

一百五十九 第二節 会員

一百六十 第二節 会員

一百六十一 第二節 会員

一百六十二 第二節 会員

一百六十三 第二節 会員

一百六十四 第二節 会員

一百六十五 第二節 会員

一百六十六 第二節 会員

一百六十七 第二節 会員

一百六十八 第二節 会員

一百六十九 第二節 会員

一百七十 第二節 会員

一百七十一 第二節 会員

一百七十二 第二節 会員

一百七十三 第二節 会員

一百七十四 第二節 会員

一百七十五 第二節 会員

一百七十六 第二節 会員

一百七十七 第二節 会員

一百七十八 第二節 会員

一百七十九 第二節 会員

一百八十 第二節 会員

一百八十一 第二節 会員

一百八十二 第二節 会員

一百八十三 第二節 会員

一百八十四 第二節 会員

一百八十五 第二節 会員

一百八十六 第二節 会員

一百八十七 第二節 会員

一百八十八 第二節 会員

一百八十九 第二節 会員

一百九十 第二節 会員

一百九十一 第二節 会員

一百九十二 第二節 会員

一百九十三 第二節 会員

一百九十四 第二節 会員

一百九十五 第二節 会員

一百九十六 第二節 会員

一百九十七 第二節 会員

一百九十八 第二節 会員

一百九十九 第二節 会員

一百二十 第二節 会員

一百二十ー 第二節 会員

一百二十ーー 第二節 会員

一百二十ーーー 第二節 会員

一百二十ーーーー 第二節 会員

一百二十ーーーーー 第二節 会員

一百二十ーーーーーー 第二節 会員

一百二十ーーーーーーー 第二節 会員

一百二十ーーーーーーーー 第二節 会員

一百二十ーーーーーーーーー 第二節 会員

一百二十ーーーーーーーーーー 第二節 会員

一百二十ーーーーーーーーーーー 第二節 会員

一百二十ーーーーーーーーーーーー 第二節 会員

一百二十ーーーーーーーーーーーーー 第二節 会員

一百二十ーーーーーーーーーーーーーー 第二節 会員

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーー 第二節 会員

一百二十ーーーーーーーーーーーーーーーー 第二節 会員

一百二十ーー

2 中央会は、二十五以上の組合が会員となるの  
でなければ、設立することができない。

(創立総会) 第七十九条 発起人は、定款を作成し、これを会  
議の日時及び場所とともに公告して、創立総会  
を開かなければならない。

2 創立総会については、第五十六条第二項から  
第五項まで及び第六十八条並びに商法第二百三  
十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害  
関係人の議決権)、第二百四十三条(総会の延期  
又は続行の決議)及び第二百四十四条(総会の議  
事録)の規定を準用する。この場合において、  
商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定  
ヲ適用セズ」とあるのは「住宅協同組合法第七  
十九条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコト  
「取締役」とあるのは「発起人」と読み替えるもの  
とする。

(設立の認可)

第八十条 発起人は、創立総会終了後遅滞なく、定  
款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他  
必要な事項を記載した書面を行政庁に提出し  
て、設立の認可を受けなければならない。

(準用)

第八十一条 設立については、第五十八条、第六  
十条及び第六十一条の規定を準用する。

(解散の理由)

第八十二条 中央会は、次の理由によつて解散  
する。

一 総会の決議

二 破産

三 第百八条第二項の規定による解散の命令

2 解散の決議は、行政庁の認可を受けなけれ  
ば、その効力を生じない。

(清算人) 第八十三条 中央会が解散したときは、破産によ  
る解散の場合を除いては、会長がその清算人と  
なる。ただし、総会において他人を選任したと  
なる。

きは、この限りでない。

(清算事務)

第八十四条 清算人は、就職の後遅滞なく、中央会  
の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照  
表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会  
に提出して、その承認を求めなければならない。

(財産分配の制限) 第八十五条 清算人は、中央会の債務を弁済した  
後でなければ、中央会の財産を分配することが  
できない。

(決算の承認) 第八十六条 清算事務が終わつたときは、清算人は、  
は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に  
提出して、その承認を求めなければならない。

(民法等の準用) 第八十七条 解散及び清算については、民法第七  
十三条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条  
条から第八十二条まで(法人の清算)並びに非  
訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条、  
第三十七条ノ一、第三百三十五条ノ二十第五第二項  
及び第三項、第三百三十六条、第三百三十七条並び  
に第三十八条(法人の清算の監督)の規定  
を、清算人については、第二十九条、第三十一  
条、第三十三条、第三十四条、第四十二条第二  
項、第四十三条並びに第七十七条第一項及び第  
二項、民法第四十四条第一項(法人の不法行為能  
力)並びに商法第二百五十四条第三項(会社と  
取締役との關係)及び第二百五十四条ノ二(取  
締役の義務)の規定を準用する。この場合にお  
いて、民法第七十五条中「前条」とあるのは  
「住宅協同組合法第八十三条」と、第三十一条  
中「理事会」とあるのは「監事」と読み変える  
ものとする。

(設立の登記) 第四章 登記

第八十八条 組合は、第五十九条の規定による出  
資の払込みがあつた日から二週間以内に、主た  
る事務所の所在地において設立の登記をしなけ  
ればならない。

2 主たる事務所又は從たる事務所の所在地を管  
轄する登記所の管轄区域内において、新たに從  
たる事務所を設けたときは、その從たる事務所  
を設けたことを登記すればよい。

2 組合の設立の登記には、次の事項を掲げなけ  
ればならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所

五 出資一口の金額及びその払込みの方法並び  
に出資の総口数及び払込済出資総額

六 存立時期を定めたときは、その時期

七 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

八 数人が共同して組合を代表すべきことを定  
めたときは、その規定

九 公告の方法

3 中央会は、設立の認可があつた日から二週間  
以内に、主たる事務所の所在地において設立の  
登記をしなければならない。

4 中央会の設立の登記には、次の事項を掲げな  
ければならない。

一 事業

二 名称

三 事務所

四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

五 公告の方法

6 組合又は中央会は、設立の登記をした後二週  
間以内に、從たる事務所の所在地において、第  
二項又は前項の事項を登記しなければならな  
い。(從たる事務所の新設の登記)

7 第八十九条 組合又は中央会の成立後從たる事務  
所を設けたときは、主たる事務所の所在地にお  
いては二週間以内に從たる事務所を設けたこと  
を登記し、その從たる事務所の所在地において  
は三週間以内に、前条第二項又は第四項の事項  
を登記し、他の從たる事務所の所在地において  
は同期間内に、その從たる事務所を設けたこと  
を登記しなければならない。

8 主たる事務所又は從たる事務所の所在地を管  
轄する登記所の管轄区域内において、新たに從  
たる事務所を設けたときは、その從たる事務所  
を設けたことを登記すればよい。

(設立の登記)

第九十条 組合又は中央会が主たる事務所を移転  
したときは、二週間以内に旧所在地においては三  
週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三  
週間以内に同条第二項又は第四項の事項を  
登記しなければならない。

9 同一の登記所の管轄区域内において主たる事  
務所又は從たる事務所を移転したときは、その  
移転の登記をすればよい。

(変更の登記)

第九十一条 第八十八条第二項又は第四項の事項  
中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在  
地においては二週間以内に、從たる事務所の所  
在地においては三週間以内に変更の登記をしな  
ければならない。

2 第八十八条第二項第五号の事項中出資の総口  
数及び払込済出資総額の変更の登記は、前項の  
規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、  
事業年度終了後、主たる事務所の所在地におい  
ては四週間以内に、從たる事務所の所在地にお  
いては五週間以内にすればよい。

(参事の登記)

第九十二条 組合が参事を選任したときは、二週  
間以内に、これを置いた事務所の所在地におい  
て、参事の氏名及び住所、参事を置いた事務所  
並びに数人の参考事が共同して代理権を行なうべ  
きことを定めたときはその旨を登記しなければ  
ならない。その登記した事項の変更及び参事の  
代理権の消滅についても同様とする。

(解散の登記)

第九十三条 組合又は中央会が解散したときは、  
破産の場合を除いて、主たる事務所の所在地に  
おいては二週間以内に、從たる事務所の所在地に  
おいては三週間以内に解散の登記をしなけれ  
ばならない。

(清算結了の登記)

第九十四条 組合又は中央会の清算が結了したときは、清算結了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、從たる事務所の所在地においては三週間以内に清算結了の登記をしなければならない。

#### (管轄登記所及び登記簿)

第九十五条 組合又は中央会の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所を管轄登記所とする。

#### 2 各登記所に、住宅協同組合登記簿又は住宅協同組合中央会登記簿を備える。

##### (設立の登記の申請)

第九十六条 組合又は中央会の設立の登記の申請書には、組合にあつては定款、代表権を有する者の資格を証する書面並びに出資の総口数及び第五十九条の規定による出資の払込みのあつたことを証する書面を、中央会にあつては定款及び代表権を有する者の資格を証する書面を添附しなければならない。

##### (事務所の新設等の登記の申請)

第九十七条 組合又は中央会の事務所の新設若しくは移転又は第八十八条第二項若しくは第四項の事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

##### (解散の登記の申請)

第九十八条 第九十三条の規定による組合又は中央会の解散の登記の申請書には、解散の理由を証する書面を添附しなければならない。

#### 2 行政庁が組合又は中央会の解散を命じた場合における第九十三条の規定による解散の登記は、行政庁の嘱託によつてする。

##### (清算結果の登記の申請)

第九十九条 組合又は中央会の清算結果の申請書には、清算人が第六十五条规定において準用する商法第四百二十七条规定第一項又は第八十六条の規定により決算報告書の承認を得たことを證する書面を添附しなければならない。

する書面を添附しなければならない。

#### (設立無効等の登記の手続)

第一百条 組合の設立を無効とし、又は総会の決議を取り消し、若しくは無効とする判決が確定した場合には、非訟事件手続法第百三十五条ノ六(裁判による会社の設立無効の登記)及び第百四十条(嘱託書の添附書面)の規定を準用する。

##### (登記事項の公告)

第一百一条 登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

##### (商業登記法の準用)

第一百二条 組合又は中央会の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第二十二条まで、第二十四条第一号から第五十二条まで及び第十四号、第二十五条、第二十六号まで(登記簿等及び登記手続の通則)、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第三項(合名会社の登記)並びに第七条から第二十条まで(登記の更正及び抹消並びに雜則)の規定を、組合の登記については、同法第五十三条(支配人の登記)の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「住宅協同組合法第八十八条第二項又は第四項」と、同法第六十一条第三項中「商法第二十九条第二項の規定により会社を代表する」とあるのは、中央会については、「住宅協同組合法第八十三条本文の規定による」と読み替えるものとする。

第五章 雜則

(不服の申出)

第一百三条 組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反する疑いがあり、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、何時でも、その組合若しくは中央会からその事業の健全な運営を確保するため必要と認めるとときは、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

4 行政庁は、第十条第四号の事業を行なう組合の事業の健全な運営を確保するため必要と認めるとときは、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

法律の定めるところに従い、必要な措置をとらなければならぬ。

#### (清算關係書類の提出)

第一百四条 組合及び中央会は、毎事業年度、通常の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。

##### (報告の微収)

第一百五条 行政庁は、毎年一回限り、組合又は中央会から、その組合員又は会員、役員、使用人、事業の分量その他組合又は中央会の一般的な状況に関する報告であつて、組合又は中央会に關する行政を適正に処理するため特に必要なもの微収することができる。

##### (業務又は会計状況の検査等)

第一百六条 組合員又は会員が、その総数の十分の一以上の同意を得て、その組合又は中央会の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として、行政庁にその検査を請求したときは、行政庁は、その組合又は中央会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

##### (法令等の違反に対する措置)

第一百八条 行政庁は、第一百六条第二項の規定により報告を徵し、若しくは同条の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、若しくは組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

##### (行政庁は、組合又は中央会が前項の命令に違反したときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。)

##### (弁明の機会の供与)

第一百九条 行政庁は、前条第二項の規定による命令をしようとするときは、その組合又は中央会に対し、あらかじめ命令しようとする理由を通知し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

##### (所管行政庁)

第一百十条 この法律中「行政庁」とあるのは、組合においては主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事とし、中央会については建設大臣とする。

#### 第六章 罰則

##### (第六章 罰則)



の一部を次のように改正する。  
別表第二第一号の表中宗教法人の項の次に次のように加える。

住宅協同組合	住宅協同組合法(昭和四十年法律第号)
中央会	十年法律第号

## (地方税法の一部改正)

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第二号中「中小企業団体中央会」の下に「住宅協同組合中央会」を加える。

第七十二条の五第一項第五号中「住宅組合」の下に「住宅協同組合及び住宅協同組合中央会」を加える。

第七十三条の七第十四号の次に次の一号を加える。

## 十五 住宅協同組合法(昭和四十年法律第号)

宅協同組合から不動産の譲渡を受ける場合における当該不動産の取得

第二百九十六条第一項第二号中「中小企業団体中央会」の下に「住宅協同組合中央会」を加える。

第三百四十八条第四項中「中小企業等協同組合法」の下に「住宅協同組合法」を加え、「及び中小企業団体中央会」を、中小企業団体中央会及び住宅協同組合中央会に改める。

(建設省設置法の一部改正)  
第九条 建設省設置法(昭和二十三年法律第二百三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号の五の次に次の一号を加える。

## 二十三の六 住宅協同組合法の施行に関する事務を管理すること。

第四条第七項中「同条第二十四号」を「同条第二十三号の六及び第二十四号」に改める。  
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関するもの)

法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号に次のように加える。

## 本 住宅協同組合法昭和四十年法律第号

第二条第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 住宅協同組合法の規定に基づいて設立された住宅協同組合中央会

(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部改正)

第十一条 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「水産業協同組合」の下に「住宅協同組合」を加える。

## 理由

最近における住宅の著しい不足に対処するため、労働者が相互扶助の精神に基づき協同して住宅又は住宅の用に供する宅地の供給事業を行なうために必要な組織について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

現状であります。勤労階級、ことに低所得者においては、数十倍にものぼる競争の激しい公営住宅や公團住宅には入居する機会が乏しく、やむを得ず民間の粗悪狭小な木造アパートに居住を余儀なくされております。

政府は、これらのひずみを是正するため、中期経済計画におきましては、住宅・環境施設の整備を推進することを第一の目標に掲げておりますが、現在の深刻なる大都市問題や住宅問題を早急に解決するための具体的なしかも抜本的な政策は少しも明らかにされておりません。

いまや、地域住民や労働者はみずから手で住宅難を解決しようとして、住宅組合法に基づく住宅組合、あるいは消費生活協同組合法に基づく住宅組合を組織し、厚生年金還元資金や労働金庫の資金等を原資として、各地で活躍しております。しかしながら、前者は大正十年に制定された法律で、その後所要の改正が行なわれたにもかかわらず、社会経済的背景が著しく変革したこと、また後者は生活に必要な消費物資の購入販売を中心とする目的としたもので、組合員に対する宅地や住宅の供給事業を行なうについては、実施面において幾多の障害に直面していること、並びにこれら地域住民や労働者の自主的な組織である住宅組合や住宅生活協同組合に対して、政府は積極的な助成策を講じないことなどの理由から、これら組合の健全な発達が阻害されてきたのであります。しかしながら、最近とみに、地域住民や労働者の中から、大都市問題や住宅問題を解決するために、協同組合による住宅の供給制度を確立することの要望が強くなつてまいりました。

また、最近社会問題となりつつあるわが国の宅地事情を考えますと、地域住民や労働大衆が自主的に要旨を御説明申し上げます。

第三に、組合の行なう業務でありますと、住宅

協同組合設立の目的に従いまして、組合員のための住宅の建設または取得、住宅用地の造成または取得、組合員に対するこれらの住宅または住宅用地の賃貸または譲渡、組合員からの賃金の受け入れ、組合員のための住宅または住宅用地の売買、交換または賃貸の代理または媒介を行なうことなどをその主要な業務とすることとしております。

第四に、組合の財務でありますと、毎事業年度の収支予算は組会の議決を要するものとし、準備金、繰り越し金及び剰余金の割り戻し等について

所の規定を設けまして、組合員の利益を保全するためには、財務を適正に処理するための基準を明確にいたしております。

つ協同組合精神に基づく、組織による住宅供給制度を確立することは、国民住宅の将来のいはずえする法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号に次のように加える。

本 住宅協同組合法昭和四十年法律第号

第二条第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 住宅協同組合法の規定に基づいて設立された住宅協同組合中央会

(出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の一部改正)

第十一条 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律(昭和二十九年法律第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「水産業協同組合」の下に「住宅協同組合」を加える。

第五に、都道府県知事は、組合に対し、その業務の一般的な状況に関する報告の徴収、業務または会計の状況を検査できるものとするほか、所要の命令をすることができる」といたしまして、組合に關係する行政の適正な処理をはかることができる」としております。

5 三号) の一部を次のよう に改正する。

4 第二条第四項及び第五項を次のよう に改める。

第一項の規定により指定された区域をいう。

この法律で「近郊整備地帯」とは、既成市街地の近郊で、第二十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

この法律で「都市開発区域」とは、既成市街地及び近郊整備地帯以外の首都圏の地域のうち第二十五条第一項の規定により指定された区域をいう。

3 2 3 2 3

その無秩序な市街地化を防止するため、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域を近郊整備地帯として指定することができる。

委員会は、近郊整備地帯を指定しようとすることは、関係地方公共団体及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

近郊整備地帯の指定は、委員会が委員会規則の定めるところにより告示することによつて、その効力を生ずる。

に、「第十八条」を「第十九条」に、「第三十条」を「第三十一条」に、「第三十五条」を「第三十六条」に、「第三十九条」を「第四十条」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項

提供等を行なう団体として、各組合、労働者の團体等を会員とする住宅協同組合中央会を全国を通じて一個設けることいたしました。会員の加入は自由とし、会員は各一個の議決権及び選舉権を有することとし、中央会は定款の定めるところにより、会員に対し、経費を賦課することができるといたしました。なお、中央会に対しましては、建設大臣が、報告の徵収、業務または会計の状況を検査し、所要の命令をすることができることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びおもな内容であります。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

○森山委員長 次に、首都圈整備法及び首都圈市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案を議題といたします。

**首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案**  
**首都圏整備法及び首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律**

# 第一条 首都圈整備法(昭和三十一年法律第八十

建設委員会議録第十八号 昭和四十年五月十八日

第二十一条第三項第一号中「近郊地帯及び市街地開発区域」を「近郊整備地帯及び都市開発区域」に改め、同号中リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

二 電気通信等の通信施設の整備に関する事項

第二十一条第三項第二号を次のように改める。

二 既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域の整備に関連して交通通信体系又は水の供給体系を広域的に整備する必要がある場合における前号ロからニまでに掲げる事項又は同号ヘ及びトに掲げる事項

第二十一条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 整備計画は、公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

第二十四条から第二十六条までを次のように改める。

区域をいう。

第十七条第二項第三号中「イ、ニ、ト及びチに掲げる事項及び同号リ」を「イ、ホ、チ及びリに掲げる事項並びに同号ヌ」に改め、同項第四号中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯及び都市開発区域」に改め、同条第三項第一号中「ロ、ハ、ホ及びヘに掲げる事項、同号リに掲げる事項で政令で定めるもの及び」を「ロからニまで、ヘ及びトに掲げる事項、同号ヌに掲げる事項で政令で定めるもの並びに」に改める。

第二十一条第三項第一号中「近郊地帯及び市街地開発区域」を「近郊整備地帯及び都市開発区域」に改め、同号中リを又とし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハの次次のよう記える。

区域をいう。

第十七条第二項第三号中「イ、ニ、ト及びチに掲げる事項及び同号リ」を「イ、ホ、チ及びリに掲げる事項並びに同号ヌ」に改め、同項第四号中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯及び都市開発区域」に改め、同条第三項第一号中「ロ、ハ、ホ及びヘに掲げる事項、同号リに掲げる事項で政令で定めるもの及び」を「ロからニまで、ヘ及びトに掲げる事項、同号ヌに掲げる事項で政令で定めるもの並びに」に改める。

第二十一条第三項第一号中「近郊地帯及び市街地開発区域」を「近郊整備地帯及び都市開発区域」に改め、同号中リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

二 電気通信等の通信施設の整備に関する事項

区域をいう。

第十七条第二項第三号中「イ、ニ、ト及びチに掲げる事項及び同号リ」を「イ、ホ、チ及びリ」と改め、同項第四号中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯及び都市開発区域」に改め、同条第三項第一号中「ロ、ハ、ホ及びヘに掲げる事項、同号リに掲げる事項で政令で定めるもの及び」を「ロからニまで、ヘ及びトに掲げる事項、同号ヌに掲げる事項で政令で定めるもの並びに」に改める。

第二十一条第三項第一号中「近郊地帯及び市街地開発区域」を「近郊整備地帯及び都市開発区域」に改め、同号中リを「ヌ」とし、チを「リ」とし、トを「チ」とし、ヘを「ト」とし、ホを「ヘ」とし、ニを「ホ」とし、ハの次に次のように加える。

二 電気通信等の通信施設の整備に関する事項

第二十一条第三項第二号を次のように改める。

二 既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域の整備に関する事項を改め、同項第一号の供給体系を広域的に整備する必要がある場合における前号ロからニまでに掲げる事項又は同号ヘ及びトに掲げる事項

区域をいう。

第十七条第二項第三号中「イ、ニ、ト及びチに掲げる事項及び同号リ」を「イ、ホ、チ及びリに掲げる事項並びに同号ヌ」に改め、同項第四号中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯及び都市開発区域」に改め、同条第三項第一号中「ロ、ハ、ホ及びヘに掲げる事項、同号リに掲げる事項で政令で定めるもの及び」を「ロからニまで、ヘ及びトに掲げる事項、同号ヌに掲げる事項で政令で定めるもの及びに」に改める。

第二十一条第三項第一号中「近郊地帯及び市街地開発区域」を「近郊整備地帯及び都市開発区域」に改め、同号中リを「ヲ」とし、「ヲ」を「ヲ」とし、「ヘ」を「ト」とし、「ホ」を「ヘ」とし、「ニ」を「ホ」とし、「ヘ」の次に次のように加える。

二 電気通信等の通信施設の整備に関する事項

第二十一条第三項第二号を次のように改める。

二 既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域の整備に関する事項、同号中リを「ヲ」とし、「ヲ」を「ヲ」とし、「ヘ」を「ト」とし、「ホ」を「ヘ」とし、「ニ」を「ホ」とし、「ヘ」の次に次のように加える。

4 整備計画は、公害の防止について適切な考慮が払われたものでなければならない。

第二十四条から第二十六条までを次のように改める。

ことを適当とする区域を都市開発区域として指定する」とができる。  
2 前条第一項及び第三項の規定は、前項の都市開発区域の指定について準用する。  
(近郊整備地帯等の整備に関する法律)  
第二十六条 前二条に定めるものほか、近郊整備地帯内及び都市開発区域内における宅地の造成その他の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關し必要な事項は、別に法律で定める。  
(首都圏市街地開発区域整備法の一部改正)  
二条 首都圏市街地開発区域整備法(昭和三十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。  
する。

「特種事業計画」又は「都市開発区域事業計画」に、  
〔第四項〕を〔第五項〕に、「市街地開発区域整備計  
画」を「それぞれ近郊整備地帯整備計画又は都市  
開発区域整備計画」に改め、同項を同条第四項  
とし、同条第二項中「市街地開発区域整備計  
画」を「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開  
発区域整備計画」に、「市街地開発区域」を「それ  
ぞれ近郊整備地帯又は都市開発区域」に改め、  
同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の  
一項を加える。

2 この法律で「都市開発区域」とは、法第二十  
五條第一項の規定により指定された区域をい  
う。

第二条に次の一項を加える。

この法律で「公共施設」とは、道路、下水道その  
他の政令で定める公共の用に供する施設をいう。

第三条の見出し中「市街地開発区域」を「近郊整  
備地帯」に改め、同条第一項中「市街地開発区域」  
を「都市開発区域」に改め、同条第一項中「市街地  
開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画」又は  
「都市開発区域整備計画」に改め、同条に次の二項

9  
「第四項」を「第五項」に、「市街地開発区域整備計画」を「それぞれ近郊整備地帯整備計画」に改め、「同項」を同条第四項とし、同条第二項中「市街地開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発区域整備計画」に、「市街地開発区域」を「それぞれ近郊整備地帯又は都市開発区域」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。  
う。  
第二条に次の二項を加える。  
この法律で「公共施設」とは、道路、下水道その五条第一項の規定により指定された区域をい

「帶事業計画」又は「都市開発区域事業計画」に、「第四項」を「第五項」に、「市街地開発区域整備計画」を「それぞれ近郊整備地帯整備計画又は都市開発区域整備計画」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「市街地開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発区域整備計画」に、「市街地開発区域」を「それぞれ近郊整備地帯又は都市開発区域」とし、同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第二条に次の二項を加える。

2 この法律で「都市開発区域」とは、法第二十五条第一項の規定により指定された区域をいう。

第三条の見出し中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯等」に改め、同条第一項中「市街地開発区域」を「都市開発区域」に改め、同条第二項中「市街地

「特種事業計画」又は「都市開発区域事業計画」に、  
〔第四項〕を〔第五項〕に、「市街地開発区域整備計  
画」を「それぞれ近郊整備地帯整備計画又は都市  
開発区域整備計画」に改め、同項を同条第四項  
とし、同条第二項中「市街地開発区域整備計  
画」を「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開  
発区域整備計画」に、「市街地開発区域」を「それ  
ぞれ近郊整備地帯又は都市開発区域」に改め、  
同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の  
一項を加える。

2 この法律で「都市開発区域」とは、法第二十  
五条第一項の規定により指定された区域をい  
う。

第二条に次の一項を加える。

この法律で「公共施設」とは、道路、下水道その  
他の政令で定める公共の用に供する施設をいう。

第三条の見出し中「市街地開発区域」を「近郊整  
備地帯」に改め、同条第一項中「市街地開発区域」  
を「都市開発区域」に改め、同条第一項中「市街地  
開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画」又は  
「都市開発区域整備計画」に改め、同条に次の二項





整備地帯内又は都市開発区域内に、「当該市街地開発区域に係る市街地開発区域整備計画」を「近郊整備地帯整備計画」又は当該都市開発区域内に係る都市開発区域整備計画」に改める。

第三十五条第一項中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯又は都市開発区域」に改め、同条第二項中「市街地開発区域内」を「近郊整備地帶内又は都市開発区域内」に、「当該市街地開発区域内に係る市街地開発区域整備計画」又は当該都市開発区域内に係る市街地開発区域整備計画」に改め、第三章中同条の次に次の二条を加える。

**第三十五条の二** この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務のうち、第三条第三項の規定によるもの及び工業団地造成事業に係るもの（都県が施行する工業団地造成事業に係るものを除く。）は、地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都県知事に関する規定（第三条第四項を除く。）は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

第三十九条を第四十条とし、第三十八条の次に次の二条を加える。

**第三十九条** 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に対する。

一 第十四条の三第一項の規定に違反して、届出をしないで土地建物等を有償で譲り渡した者

二 第十四条の三第一項の届出について、虚偽の届出をした者

三 第十四条の三第三項の規定に違反して、同一の期間内に土地建物等を譲り渡した者

四 第十五条第一項の承認について、虚偽の

申請をした者

#### 附則

この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### （施行期日）

第一条の規定

第二条中首都圏市街地開発区域整備法の題名並びに同法第一條から第三条まで、第四条第一項第一号及び第二号並びに第三十一条から第三十五条までの改正規定（第三十三条の次に一条を加える改正規定を含み、第三条に

二項を加える改正規定及び第三十五条の次に一条を加える改正規定を除く。）

三 附則第五項及び附則第七項から第十項までの規定

（経過措置）

首都圏整備委員会は、前項ただし書の政令で定める日前においても、同項第一号及び第二号に掲げる規定による改正後の規定の施行の準備のため必要な限度において、近郊整備地帯及び都市開発区域の指定並びに首都圏整備計画の改定のため必要な手続その他の行為を改正後の規定の例によりすることができる。ただし、從前の市街地開発区域の区域により都市開発区域を指定し、かつ、当該都市開発区域に係る整備計画を当該市街地開発区域に係る整備計画と同一の内容に定めようとするときは、首都圏整備委員会規則の定めるところにより、その旨を告示すれば足りるものとする。

四 二項を次のように改める。

（都市計画法の一部改正）

第一項第一号及び第二号中「首都圏市街地開発区域整備法」を「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」に改める。

五 都市計画法（大正八年法律第三十六号）の一部を次のようにより改定する。

（都市計画法の一部改正）

第一項第一号を次のように改める。

（公有水面埋立法の一部改正）

第一項第三項中「土地整理法」の下に「、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」を加える。

六 公有水面埋立法の一部を次のように改定す

る。

（公有水面埋立法の一部改正）

第一項第三項中「土地整理法」の下に「、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備

に関する法律」を加える。

七 第二十六条中「土地整理法第一百五条」の下に「、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第二十条の三」を加える。

（地方自治法の一部改正）

地方自治法の一部を次のように改定する。

八 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

（建設省設置法の一部改正）

第三条第五号の十中「首都圏市街地開発区域整備法」を「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」に改める。

九 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改定する。

（租税特別措置法の一部改正）

第三十一条第一項第一号中「首都圏市街地開発区域整備法」を「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」に改める。

十 水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百一十七号）の一部を次のように改定する。

（水資源開発促進法の一部改正）

第十一項第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

（理由）

首都圏の建設とその秩序ある発展を一そく推進するため、近郊整備地帯の設定により既成市街地の周辺地域の計画的な整備を図り、首都圏整備計画の内容を拡充し、工業団地造成事業に關する規定を整備し、都市開発区域における地方税の不均一課税に伴う特例措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○森山委員長 まず、本案について提案理由の説明を聽取いたします。首都圏整備委員長小

（二）（三）中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯又は都市開発区域」に改める。

別表第三第一号（一）の五及び別表第四第二号（一）（二）中「首都圏市街地開発区域整備法」を「首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律」に改める。

（二）（三）中「市街地開発区域」を「近郊整備地帯又は都市開発区域」に改める。

山長規君。

○小山國務大臣 首都圈整備法及び首都圈市街地開発区域整備法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその趣旨を御説明申し上げます。

現下の首都及びその周辺は、人口及び産業の集中化が無秩序に進んでおりますが、この対策として、全国においてはここ数年来ことに公共施設の整備に努力するとともに、他方、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の改正強化を行ない、人口増加の原因となる施設の新増設を一そく抑制することとし、あわせて工業衛星都市としての市街地開発区域も十八地区にわたつてその育成整備につとめているところであります。

このような政府あるいは地方公共団体等の懸命の努力にもかかわらず、遺憾ながらお十分にその効果をあげるに至つております。特に最近既成市街地周辺部におきましては、遮断線地として想定しております近郊地帯を越えて、無秩序な市街化が急速に拡大しつつある状態であります。

こうした既成市街地周辺部の無秩序な市街化を防止し、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地の保全をはかるため、既成市街地の周辺に近郊整備地帯を設定し、広域的かつ総合的な土地利用をはかるとともに、この区域を離れた現在の市街地開発区域を都市開発区域と改称し、従前のように工業都市または住居都市としての機能のみならず、研究学園都市その他の性格を有する都市としても発展せしめることができるものとし、また、これら地域への産業の分散を一そく推進するため、近畿圏における都市開発区域、新産業都市等においてとられてきた地方税の均一課税に伴う地方交付税の補てん措置をも認めてこといたしたいと存ずるのであります。

これに加えて、現在の首都圏整備計画の内容を拡充し、あわせて工業団地造成事業に関する規定を整備することにより、首都圏問題の解決を強力に推進しようとするものでありまして、これがこの法律案を提案する理由であります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

まず、首都圏整備の基本法である首都圏整備法の改正であります。第一に、近郊整備地帯を現在の市街地開発区域を指定する場合と同様の手続により指定し、この地域において計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全すべく、公共施設、社会福祉施設あるいは緑地施設等の多岐にわたり整備計画を策定し、その実施を推進するこ

とにより、首都近郊の無秩序な市街化を防止しようとするものであります。

また第二は、既成市街地及び近郊整備地帯以外の首都圏内における従前の市街地開発区域を都市開発区域と改称し、それぞれの立地条件にふさわしい性格の衛星都市として整備し、首都圏における人口、産業等の適正な配置をはかるとするものであります。

第三には、首都圏整備計画の内容として、電気通信等の通信施設の整備に関する事項、あるいは首都圏における広域的な交通通信体系または水の供給体系を整備するために必要な事項を加えようとするものであります。

次に、首都圏市街地開発区域整備法の一部改正であります。第一に、題名を首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律と改め、近郊整備地帯及び都市開発区域の整備のための法律といたしております。

第二には、首都圏整備計画の実施を確保するため、従前市街地開発区域について規定されておりました、建設大臣の都市計画決定上の首都圏整備計画の尊重義務に関する規定を、近郊整備地帯及び都市開発区域においてそれぞれ適用されるものとし、あわせて、この場合において建設大臣が用途地域等の指定をしようとするときは、都県知事の申し出に基づいてするものといたしております。

第三は、工業団地造成事業に関する諸規定の整備

団地造成事業と同様に、事業の周知措置、土地建

物等の先買い、土地の買取り請求、生活再建措置、事業計画の作成、同事業の施行により設置された公共施設の管理、公共施設の用に供する土地の帰属、不動産登記法の特例その他、事業を適正に実施するための必要な規定を設けることとしたのであります。

第四には、都市開発区域への工場誘致をより積極的に推進するため、同区域内における工場の新設に関し地方税の不均一課税を行なった場合に、は、地方交付税法上の基準財政収入額の算定に関する特例措置を講ずることといたしております。

なお、指定都市につきましては、さきに述べました用途地域等の申し出及び工業団地造成事業に関する事務に關し、指定都市の長をもつて都県知事と同等の法的取り扱いをいたす規定を設けることといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び要旨でござりますが、首都圏整備の推進が焦眉の急務である事態にかんがみ、何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

次に、森山委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○森山委員長 この際、本審査のため、水資源開発公団の理事小林泰君を、参考人として意見を聴取いたしましたと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森山委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、参考人からの意見聴取は、質疑応答の形

式で行ないたいと存じますので、御了承願います。

○小川(三)委員

首都圏整備は、工業団地の造成等大きな問題であります。これに関連しまして、東京都の水を確保する、あるいは工業用水を確保する上に、利根水系の大きな整備が行なわれなければならぬはずであります。その中で、利根河口ゼキの建設は、水資源開発公団が計画し、一切の事業に当たるのかどうか、その点と、着工の日時目標を伺いたい。

第四には、都市開発区域への工場誘致をより積極的に推進するため、同区域内における工場の新設に関し地方税の不均一課税を行なった場合に、は、地方交付税法上の基準財政収入額の算定に関する特例措置を講ずることといたしております。

なお、指定都市につきましては、さきに述べました用途地域等の申し出及び工業団地造成事業に関する事務に關し、指定都市の長をもつて都県知事と同等の法的取り扱いをいたす規定を設けることといたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び要旨でござりますが、首都圏整備の推進が焦眉の急務である事態にかんがみ、何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

次に、小林参考人 利根水系の水資源開発につきましては、水資源開発促進法によりまして、水系指定がすでにされておりまして、昭和四十五年を目指とする水の需給計画が閣議決定されております。それに基づきまして公団のほうへは、関係主務大臣から実施方針が示され、公団が実施設計を立てて、承認を受けて、工事に着手するといふ仕組みになつておるわけでございます。河口ゼキも、すでに実施方針を建設大臣からいただきまして、現場の小見川町に建設事務所を設置しておる現状でございます。それで、本年度十五億円の予算をもちまして、本体の一部に今秋から着手する予定になつております。

水の需給につきましては、「二十トンの新たな水利権が設定されることになるわけですが、これは上流の、公団でやっております八木沢、下久保のダム、並びにすでに建設省で設置された多目的ダム群によつて放流される水のうちから二十トンを、東京、千葉、埼玉の関係において、上流部において取水するという計画になつておるわけございます。

○小川(三)委員 主として私が伺いたいのは、この問題は、河口ゼキによる、上流と下流との間に大きな利害の対立があるわけです。あなたのほうへ茨城県波崎町、鉢子市、現地の東庄町、この二町一市の市長、町長、議会議長の要望書が出ておると思いますが、まだ到着しておりませんか。

○小林参考人 いただいております。

○小川(三)委員 その要望書に対しても、水資源公

団はどんな考え方をお持ちになつておりますか。というのは、利根上流においても、千葉、茨城、栃

木、群馬、埼玉、五県の淡水漁業者の間に、淡水魚の問題について——この河口せきができた場合の、これはあくまで未来に対する想定ですが、淡水魚その他のについて魚道はつくられるはずです。これは今まで農林省の水産庁あたりで、この魚道が成功している例あるいは、成功しなかつた例、ここに問題があるのは、上流の人たちは、下流からの魚道が完全に効力を発揮して、上流へ稚魚やその他の週上することは差しつかえないだろう、そうしますと、下流の利根、波崎地区は、およそ利根の堰堤でとめられた場合には、あれは完全な入り海の状態になるはずです。いまでも塩水が佐原地先にまで逆流しておるわけですから、したがつて利根下流にせきを設けた場合には、銚子地帯はもう完全な入り海になり、完全な塩水に入る。その場合には、淡水と海水との混合された状態の中、魚介類は死滅するということを、下の人たちは非常に大きな心配をしておるわけです。これらについての調査その他対策について、どう

○小林参考人 お説のとおり、このせきによります影響は、漁業に対して最も私ども関心を持つておるわけでござりますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、このせきは塩害の際に操作いたしまして、上流に対する塩害を極力最小限度にとどめようという考え方でございます。したがいまして、上流のダム群による放流によりまして、従来より塩害は全般に緩和されるわけでござりますが、それにも年平均しますと三十九回余りの操作が必要であるのではないかというふうに考えておるわけでござります。しかし、年間を通じて、通常の場合では開放されているのが常態でございまして、そういう状態から考えまして、漁業に対する影響も、下流のほうで御心配になるほどの問題ではないと考えております。しかし、これについては、それ専門の方々に御調査を依頼いたしまして、その対策あるいは増殖対策等についての御研究を、県の関係の部局に委託費を

木、群馬、埼玉、五県の淡水漁業者の間に、淡水魚の問題について——この河口せきができた場合の、これはあくまで未来に対する想定ですが、淡水魚その他のについて魚道はつくられるはずです。これは今まで農林省の水産庁あたりで、この魚道が成功している例あるいは、成功しなかつた例、ここに問題があるのは、上流の人たちは、下流からの魚道が完全に効力を発揮して、上流へ稚魚やその他の週上することは差しつかえないだろう、そうしますと、下流の利根、波崎地区は、およそ利根の堰堤でとめられた場合には、あれは完全な入り海の状態になるはずです。いまでも塩水が佐原地先にまで逆流しておるわけですから、したがつて利根下流にせきを設けた場合には、銚子地帯はもう完全な入り海になり、完全な塩水に入る。その場合には、淡水と海水との混合された状態の中、魚介類は死滅するということを、下の人たちは非常に大きな心配をしておるわけです。これらについての調査その他対策について、どう

○小林参考人 お説のとおり、このせきによります影響は、漁業に対して最も私ども関心を持つておるわけでござりますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、このせきは塩害の際に操作いたしまして、上流に対する塩害を極力最小限度にとどめようという考え方でございます。したがいまして、上流のダム群による放流によりまして、従来より塩害は全般に緩和されるわけでござりますが、それにも年平均しますと三十九回余りの操作が必要であるのではないかというふうに考えておるわけでござります。しかし、年間を通じて、通常の場合では開放されているのが常態でございまして、そういう状態から考えまして、漁業に対する影響も、下流のほうで御心配になるほどの問題ではないと考えております。しかし、これについては、それ専門の方々に御調査を依頼いたしまして、その対策あるいは増殖対策等についての御研究を、県の関係の部局に委託費を

出してしまして、本年度調査をお願いすることにいたしております。また、学界の方面におきましても一時納得しておったわけです。ところが最近は、茨城県波崎側は絶対反対、それから銚子の淡水漁業者はこれまた絶対反対、東庄の漁業もそのとおり、反対の決議をして、強力に反対運動を推し進めていくといふような状態に立ち至っているわけ

です。現に起こっている問題として、最近一番大きく起ころっているのは、小型の漁船のいわゆる船大工の問題で、小さな木造船の業者に対し、漁業者からの発注がとまつてしまつた。ここにおける船大工の組合の人たちは、もはや生計を維持することができないといふような不安にさらされてお

る。と同時に、工事が始まると、濁った水が下流域に流れてくるだろう、そういう場合に魚介類の死滅が起こる。ここに銚子西漁協、下漁協、中利根漁協、鶴川漁協、北総漁協、波崎漁協

ようによく小さな組合がありますが、この人たちは、きょうとった漁をきょう売って、そして生活を維持しているような人たちです。したがって、いわば日雇い労働者とおよそ変わらない。自営業者であって、生活の上においては非常に零細な漁業者です。この人たちが非常に不安に考えておるのには、工事が始まって上流から濁った水が来たら、もはや漁業は完全にとまってしまう。それとシジミの業者が非常に多い。貝類としてはほとんどシジミです。これもまだめになるというので、非常な心配をしておる。これに対する補償なり賠償なり、そういうものについてお考えになつておら

れるのかどうか。

○小林参考人 お説のとおり、工事に伴います直

接の濁水、あるいは工事区域のしめんせつ等によ

ります直接のシジミその他の被害、そういういたものはもちろん補償してまいります。

それから先ほど御心配になりました河口せきの

操作によるいろいろな被害が漁業面に及びました場合、これらは現在そういういろいろな方面的御研究を願うということで、万全を期してまいりたいと思っておるわけでございます。

○小川(三)委員 下流は、水資源開発公団の説明

その他、あなたのほうのそういう説明によつて、一時納得しておったわけです。ところが最近は、茨城県波崎側は絶対反対、それから銚子の淡水漁業者はこれまた絶対反対、東庄の漁業もそのとおり、反対の決議をして、強力に反対運動を推し進めていくといふような状態に立ち至っているわけ

です。現に起こっている問題として、最近一番大きくなり起ころっているのは、小型の漁船のいわゆる船大工の問題で、小さな木造船の業者に対し、漁業者からの発注がとまつてしまつた。ここにおける船大工の組合の人たちは、もはや生計を維持することができないといふような不安にさらされてお

る。と同時に、工事が始まると、濁った水が下流域に流れてくるだろう、そういう場合に魚介類の死滅が起こる。ここに銚子西漁協、下漁協、中利根漁協、鶴川漁協、北総漁協、波崎漁協

ようによく小さな組合がありますが、この人たちは、きょうとった漁をきょう売って、そして生活を維持しているような人たちです。したがって、いわば日雇い労働者とおよそ変わらない。自営業者であって、生活の上においては非常に零細な漁業者です。この人たちが非常に不安に考えておるのには、工事が始まって上流から濁った水が来たら、もはや漁業は完全にとまってしまう。それとシジミの業者が非常に多い。貝類としてはほとんどシジミです。これもまだめになるというので、非常な心配をしておる。これに対する補償なり賠償なり、そういうものについてお考えになつておら

れるのかどうか。

○小林参考人 お説のとおり、工事に伴います直

接の濁水、あるいは工事区域のしめんせつ等によ

ります直接のシジミその他の被害、そういういたものはもちろん補償してまいります。

それから先ほど御心配になりました河口せきの

操作によるいろいろな被害が漁業面に及びました場合、これらは現在そういういろいろな方面的御研究を願うということで、万全を期してまいりたいと思っておるわけでございます。

○小川(三)委員 その場合、水資源公団がその補償に当たるのか、農林省が当たるのか、その点明確に伺つておきたい。

○小林参考人 水資源開発公団が補償に当たります。

○小川(三)委員 それで、魚道は、あの設計によりますと、茨城県側には魚道ができるが、千葉県側には魚道ができるおらない。これは一体どういう関連でそういうようになつてているのか。千葉県側からは、千葉県側にも魚道を設けるようになります。

○小林参考人 魚道の問題につきましては、現在パンフレット等に図面が載つておりますが、あれはごく概略な予備設計の段階でございまして、これはそれぞれの専門の方面の御意向に従いまして、機能を十分發揮するような施設をしてまいりたいと思っております。したがいまして、左岸に現在図がありますは要すればもし右岸にも必要ならばそういうものを設けていくという考え方

に立つて、目下専門家の御意向あるいは現地の専門家の御意向、そういうものを持って、十分な検討を進めてまいりたいと思っておるわけであります。

○小林参考人 ただいま具体的な対策と申しますても、ここで私が申し上げる段階ではないと思ひますが、そういうような生活に直接影響のあるような問題は、やはり迅速な解決をしていくとおられるか。

○小林参考人 ただいま具体的な対策と申しますても、ここで私が申し上げる段階ではないと思ひますが、そういうような生活に直接影響のあるような問題は、やはり迅速な解決をしていくとおられるか。

○小川(三)委員 農林省の方に伺いますが、利根河口せきの上流の人はこのせきの建設を非常に要望しているわけです。佐原を取り入れ口とする両総用排水、鶴川を取り入れ口にする大利根用水、塩水が入るので水が取れない、田植えを控えて苗代田へ水をれることができない。塩の害を受けておる。上流の人たちは非常に河口せきの建設を急いでいる、これは事実であります。ところが、経済企画庁の水資源局のあの計画を見ますと、こ

に利根河口ぜきの建設に関し、北総台地東部地区のかんがい用水等将来の水需要に対しても、今後合理的な措置を講ずるようとするものとする。附帯事項のように入っているだけである。利根水系の中でも農業用水の確保ということが明確にされておらない。これに対してはどんな対策をお持ちになつておるか。

回ったのは、東京都の水を確保するために、あるいは大工業資本の水を確保するために、ある牲にならなければならないという理由はない。おそらくあの河口せきができた場合には、今までの下流は入り海になってしまった。その場合に漁業、漁港その他一切を含めて大きな変化が起こってくるだろう。つまり予測し得ない変化、あるいは予測し得る損害、そういうようなものについて、十分な資料を持って、再度あなたのほうで現地へ行って協議されることを要望して、私の質疑を終ります。

○森山委員長 次に岡本隆一君。

○岡本委員 首都圈整備の法律改正にあたって一番重要な問題点は、近郊地帯の整備をどうするかという問題であると思うのであります。

そこでお尋ねをいたしたいと思いますのは、まず第一に、従来近郊地帯というものに対してもどういうような整備の方針をとってきたか、あるいはまた、それについて何らかの行為規制の方針が明らかに樹立されておったのかおらなかつたのか、このことをお尋ねいたいと思います。

○小西政府委員 近郊地帯につきましては、整備法には、首都の既成市街地の秩序ある発展をはかるために、緑地帯の設定を必要とする区域であるというきめ方になっておりまして、要是既成市街地の発展をここで遮断しようというのが、この法律における近郊地帯の目的であったかと思います。そこで、あるいはその他レクリエーションの施設といったようなものをここに設けて、既成市街地の発展をここで遮断しようというのが、この法律にしては、都市計画法によるとか、あるいは建築基準法によるというようなことで、既存の法律に従いまして、できるだけ緑地保存ということに、行政指導というような形において現在まで進んでおる次第でございます。

○岡本委員 問題は、近郊地帯が指定されっぱなしであって、それに対するところのいろいろな行

○森山委員長  
○岡本委員

回ったのは、東京都の水を確保するために、あるいは大工業資本の水を確保するために、下流が犠牲にならなければならないという理由はない。おそらくあの河口ぜきができた場合には、今までの下流は入り海になってしまふ。その場合に漁業、漁港その他一切を含めて大きな変化が起つてくるだろう。つまり予測し得ない変化、あるいは予測し得る損害、そういうようなものについて、十分な資料を持って、再度あなたのほうで現地へ行つて協議されることを要望して、私の質疑を終ります。

という問題であると思うのであります。

回ったのは、東京都の水を確保するために、あるいは大工業資本の水を確保するために、下流が犠牲にならなければならないという理由はない。おそらくあの河口せきができる場合には、今までの下流は入り海になってしまいます。その場合に漁業、漁港その他一切を含めて大きな変化が起つてくるだろう。つまり予測し得ない変化、あるいは予測し得る損害、そういうようなものについて、十分な資料を持って、再度あなたのほうで現地へ行って協議されることを要望して、私の質疑を終ります。

いうような整備の方針をとってきたか、あるいはまた、それについて何らかの行為規制の方針が明

回ったのは、東京都の水を確保するために、あるいは大工業資本の水を確保するために、下流が犠牲にならなければならないという理由はない。おそらくあの河口せきができる場合には、今までの下流は入り海になってしまう。その場合に漁業、漁港その他一切を含めて大きな変化が起つてくるだろう。つまり予測し得ない変化、あるいは予測し得る損害、そういうようなものについて、十分な資料を持って、再度あなたのほうで現地へ行って協議されることを要望して、私の質疑を終ります。

○森山委員長 次に岡本隆一君。

○岡本委員 首都圈整備の法律改正にあたって一番重要な問題点は、近郊地帯の整備をどうするかという問題であると思うのであります。

そこでお尋ねをいたしたいと思ひますのは、まず第一に、従来近郊地帯といふものに対してもどういうような整備の方針をとつてきたか、あるいはまた、それについて何らかの行為規制の方針が明

○小西政府委員 近郊地帯につきましては、整備  
このことをお尋ねいたしたいと思います。

回ったのは、東京都の水を確保するために、あるいは大工業資本の水を確保するために、下流が犠牲にならなければならないという理由はない。おそらくあの河口ぜきができた場合には、今までの下流は入り海になってしまった。その場合に漁業、漁港その他一切を含めて大きな変化が起つてくるだろう。つまり予測し得ない変化、あるいは予測し得る損害、そういうようなものについて、十分な資料を持って、再度あなたのほうで現地へ行つて協議されることを要望して、私の質疑を終ります。

○森山委員長 次に岡本隆一君。

○岡本委員 首都圈整備の法律改正にあたって一番重要な問題点は、近郊地帯の整備をどうするかという問題であると思うのであります。

そこでお尋ねをいたしたいと思いますのは、まず第一に、従来近郊地帯というものに対しても、いうような整備の方針をとってきたか、あるいはまた、それについて何らかの行為規制の方針が明確に樹立されておったのかおらなかつたのか、このことをお尋ねいたしたいと思います。

○小西政府委員 近郊地帯につきましては、整備

るために、緑地帯の設定を必要とする区域である  
というきめ方になっておりまして、要は既成市街

回ったのは、東京都の水を確保するために、あるいは大工業資本の水を確保するために、下流が犠牲にならなければならないという理由はない。おそらくあの河口せきができた場合には、今までの下流は入り海になってしまった。その場合に漁業、漁港その他一切を含めて大きな変化が起こってくるだろう。つまり予測し得ない変化、あるいは予測し得る損害、そういうようなものについて、十分な資料を持って、再度あなたのほうで現地へ行って協議されることを要望して、私の質疑を終ります。

○森山委員長 次に岡本隆一君。

○岡本委員 首都圈整備の法律改正にあたって一番重要な問題点は、近郊地帯の整備をどうするかという問題であると思うのであります。

そこでお尋ねをいたしたいと思いますのは、まず第一に、従来近郊地帯というものに対してもどういうような整備の方針をとってきたか、あるいはまた、それについて何らかの行為規制の方針が明らかに樹立されておったのかおらなかつたのか、このことをお尋ねいたいと思います。

○小西政府委員 近郊地帯につきましては、整備法には、首都の既成市街地の秩序ある発展をはかるために、緑地帯の設定を必要とする区域であるというきめ方になっておりまして、要は既成市街

とか、あるいはその他レクリエーションの施設といったようなものをここに設けて、既成市街地の

回ったのは、東京都の水を確保するために、あるいは大工業資本の水を確保するために、下流が義務にならなければならないという理由はない。おそらくあの河口せきができた場合には、今までの下流は入り海になってしまふ。その場合に漁業、漁港その他一切を含めて大きな変化が起つてくるだろう。つまり予測し得ない変化、あるいは予測し得る損害、そういうようなものについて、十分な資料を持って、再度あなたのほうで現地へ行って協議されることを要望して、私の質疑を終ります。

○森山委員長 次に岡本隆一君。

○岡本委員 首都圈整備の法律改正にあたつて一番重要な問題点は、近郊地帯の整備をどうするかという問題であると思うのであります。

そこでお尋ねをいたしたいと思ひますのは、まず第一に、従来近郊地帯といふものに対してもどういうような整備の方針をとつてきたか、あるいはまた、それについて何らかの行為規制の方針が明確に樹立されておつたのかおらなかつたのか、このことをお尋ねいたしたいと思ひます。

○小西政府委員 近郊地帯につきましては、整備法には、首都の既成市街地の秩序ある発展をはかるために、緑地帯の設定を必要とする区域であるといふべきめ方になつております、要は既成市街地内においては属しております公園、緑地であるとか、あるいはその他レクリエーションの施設といったようなものをここに設けて、既成市街地の

おける近郊地帯の目的であつたかと思います。そこで、これに法的手段としてどうするかというと

回ったのは、東京都の水を確保するために、あるいは大工業資本の水を確保するために、下流が犠牲にならなければならないという理由はない。おそらくあの河口ぜきができた場合には、今までの下流は入り海になってしまふ。その場合に漁業、漁港その他一切を含めて大きな変化が起こつてくるだろう。つまり予測し得ない変化、あるいは予測し得る損害、そういうようなものについて、十分な資料を持って、再度あなたのほうで現地へ行つて協議されることを要望して、私の質疑を終ります。

○森山委員長 次に岡本隆一君。

○岡本委員 首都圈整備の法律改正にあたつて一番重要な問題点は、近郊地帯の整備をどうするかという問題であると思うのであります。

そこでお尋ねをいたしたいと思いますのは、まず第一に、従来近郊地帯というものに対してもどういうような整備の方針をとってきたか、あるいはまた、それについて何らかの行為規制の方針が明らかに樹立されておつたのかおらなかつたのか、このことをお尋ねいたしたいと思います。

○小西政府委員 近郊地帯につきましては、整備法には、首都の既成市街地の秩序ある発展をはかるために、緑地帯の設定を必要とする区域であるというきめ方になつております。要は既成市街地内においては属しております公園、緑地であるとか、あるいはその他レクリエーションの施設といたたようなものをここに設けて、既成市街地の発展をここで遮断しようというが、この法律における近郊地帯の目的であつたかと思います。そこで、これに法的手段としてどうするかというと

しては、都市計画法によるとか、あるいは建築基準法によるというようなことで、既存の法律に従

回ったのは、東京都の水を確保するために、あるいは大工業資本の水を確保するために、下流が犠牲にならなければならないという理由はない。おそらく河口せきができた場合には、今までの下流は入り海になってしまふ。その場合に漁業、漁港その他一切を含めて大きな変化が起こつてくるだろう。つまり予測し得ない変化、あるいは予測し得る損害、そういうようなものについて、十分な資料を持って、再度あなたのほうで現地へ行って協議されることを要望して、私の質疑を終ります。

○森山委員長 次に岡本隆一君。

○岡本委員 首都圈整備の法律改正にあたつて一番重要な問題点は、近郊地帯の整備をどうするかという問題であると思うのであります。

そこでお尋ねをいたしたいと思ひますのは、まず第一に、従来近郊地帯といふものに對してどういうような整備の方針をとつてきたか、あるいはまた、それについて何らかの行為規制の方針が明らかに樹立されておつたのかおらなかつたのか、このことをお尋ねいたしたいと思ひます。

○小西政府委員 近郊地帯につきましては、整備法には、首都の既成市街地の秩序ある発展をはかるために、緑地帯の設定を必要とする区域であるというきめ方になつておりまして、要は既成市街地内においては属しております公園、緑地であるとか、あるいはその他レクリエーションの施設といったようなものをここに設けて、既成市街地の発展をここで遮断しようというのだが、この法律における近郊地帯の目的であつたかと思ひます。そこで、これに法的手段としてどうするかというところまではございませんけれども、これにつきましては、都市計画法によるとか、あるいは建築基準法によるというようなことで、既存の法律に從

政指導というような形において現在まで進んでおる次第でございます。

回ったのは、東京都の水を確保するために、ある性にならなければならないという理由はない。およそあの河口ぜきができた場合には、今までの下流は入り海になってしまふ。その場合に漁業、漁港その他一切を含めて大きな変化が起つてくるだろう。つまり予測し得ない変化、あるいは予測し得る損害、そういうようなものについて、十分な資料を持って、再度あなたのほうで現地へ行つて協議されることを要望して、私の質疑を終わります。

○森山委員長 次に岡本隆一君。

○岡本委員 首都園整備の法律改正にあたつて一番重要な問題点は、近郊地帯の整備をどうするかという問題であると思うのであります。

そこでお尋ねをいたしたいと思いますのは、まず第一に、従来近郊地帯というものに対してもどういうような整備の方針をとつてきたか、あるいはまた、それについて何らかの行為規制の方針が明らかに樹立されておつたのかおらなかつたのか、このことをお尋ねいたしたいと思います。

○小西政府委員 近郊地帯につきましては、整備法には、首都の既成市街地の秩序ある発展をはかるために、緑地帯の設定を必要とする区域であるというきめ方になつておりますて、要是既成市街地内においては属しております公園、緑地であるとか、あるいはその他レクリエーションの施設といつたようなものをここに設けて、既成市街地の発展をここで遮断しようというのが、この法律における近郊地帯の目的であつたかと思います。そこで、これに法的手段としてどうするかというところまではございませんけれども、これにつきましては、都市計画法によるとか、あるいは建築基準法によるというようなことで、既存の法律に従いまして、できるだけ緑地保存ということに、行政指導というような形において現在まで進んでおる次第でございます。

問題は、外交規範が指定されることはな  
しであって、それに対するところのいろいろな行

回ったのは、東京都の水を確保するために、ある大工業資本の水を確保するために、ある漁港その他一切を含めて大きな変化が起つてくるだろう。つまり予測し得ない変化、あるいは予測し得る損害、そういうようなものについて、十分な資料を持って、再度あなたのほうで現地へ行つて協議されることを要望して、私の質疑を終ります。

○森山委員長 次に岡本隆一君。

○岡本委員 首都圈整備の法律改正にあたって一番重要な問題点は、近郊地帯の整備をどうするかという問題であると思うのであります。

そこでお尋ねをいたしたいと思いますのは、まず第一に、従来近郊地帯というものに対してもどういうような整備の方針をとってきたか、あるいはまた、それについて何らかの行為規制の方針が明らかに樹立されておったのかおらなかつたのか、このことをお尋ねいたしたいと思います。

○小西政府委員 近郊地帯につきましては、整備法には、首都の既成市街地の秩序ある発展をはかるために、緑地帯の設定を必要とする区域であるというきめ方になっておりまして、要は既成市街地内においては属しております公園、緑地であるとか、あるいはその他レクリエーションの施設といったようなものをここに設けて、既成市街地の発展をここで遮断しようというのだが、この法律における近郊地帯の目的であったかと思います。そこで、これに法的手段としてどうするかというところまではございませんけれども、これにつきましては、都市計画法によるとか、あるいは建築基準法によるというようなことで、既存の法律に従いまして、できるだけ緑地保存ということに、行政指導というような形において現在まで進んでおる次第でござります。

○岡本委員 問題は、近郊地帯が指定されっぱなしであつて、それに対するところのいろいろな行

為規制を明らかに法律でしなかつたということ、同時にまたそれらの地域に対するところの行政指導というものが非常に不十分であったということが、今日法律改正をやりたいという意向が政府から出てきた理由であろうと思うのです。このことは、やはり近畿圏におきましても同じように保全地域において適用されると思うのです。近畿圏におきましても、この点で今度の法改正は、首都圏整備を始められるために首都圏整備法ができた。それにならって近畿圏整備法ができた。しかしながら、近畿圏整備法のほうがあとからできたものであるだけに、首都圏整備法よりもやや進歩しておる。だから体系を近畿圏整備法に似たものによう。近畿圏整備法と同じような体系にしようといふところに、今度の法律改正のねらいがあると思ふ。しかしながら法律の中において受けおるところの扱い方というものについては、非常に輕視の中でも、近郊地帯と保全地域とは全然同じものではございません。違った性格のものでございます。しかしながら法律の中において受けおるところの扱い方というものについては、非常に軽視され、同時にまたます子扱いされておる、こういうふうに思いますが、その点、建設大臣に、特にこの法案の審査を始めますに際しまして、御所見をはつきり承つておきたいと思うでござりますが、保全地域が現在指定されて、指定されっぱなしになつておる。だから、それについてはどういうふうな——保全地帯というところの定義も明らかであります。また保全地帯をどういうふうな形で保全しようというのかという意図も明らかでございません。同時にまた、その保全地域を保全していくのにについて、どういうような措置を講ずるのかというふうな手段、方法あるいはそれに対する保全地帯を今後どう待遇していくかというような処遇の問題、そういうような問題はすべて、現在では近畿圏整備法の中では明らかでございません。したがつて、他の都市開発区域であるとか、あるいはまた近郊整備区域というふうな地域につきましては、非常にこまかいところの行為規制あるいはそれに対する助成、いろいろな面の規定が

あるにかかわらず、保全地域については何らその規定がなかったものでありますから、昨年の通常国会で、そういうことでは困るじゃないか、やはり保全地域については特定の法律をもつて明らかにしたところの措置を講ずる必要があるということ、付属立法の審議の過程の中で、私どもは母法を引き出して、母法の修正をやるという—そのときには、いやこんなことは今まで行なわれたことがないから困るという意見が政府の中から出ておりましたたが、それを押して、母法の修正をやることまでやったのであります。ところが、今国会では当然その保全地域についての立法措置が提案されてくるものと期待いたしておりましたのに、全くほかむりであるということで、私どもはただいままで、委員会では申しませんでしたが、理事会でよいぶん保全立法の提案を要求いたしてまいつたのでございます。その点について建設大臣のほうで、その後政府部内では保全立法についてどの程度作業が進んでいるのか、また将来どういうふうにされるのか、という点を明らかにしておいていただきたいと思います。

お聞き取り願いたいと思うのであります。私の大体の考え方を申しますと、保全区域の種類を二体A、B、Cというぐあいに分けたといたしまして、Aは一番薄いと申しますか、広い区域、Bが定いたしますと、Cの問題はこれはわりあいに保護の方法あるいは保全の方法は、区域も狭いことでありますし、これは立法ができるのじやないかということで、いま寄り寄り考えておりますのは、ある特定の文化財あるいは歴史的な関係のある市町村の中で特定のものについては、これを保全するため、いま文化財保護法その他の法律がありますけれどもこれでは不完全でありますから、これを保全するために特定の手段を講じようじゃないか。それにはまず審議会を設けまして、これは総理大臣のもとに置きたいと思うわけでございますが、その総理大臣のもとにある審議会が、特定の文化的あるいは歴史的な地域を指定いたしまして、その地域については行為の制限をする。いろいろな建築の制限とか築造物の制限とか、行為の制限をきつくしまして、そのかわりには、その対価として、固定資産税の減免を考えたらどうか。そうして、しかし固定資産税の減免は考えますものの、所有者の都合によっては売却をしたりしなければならぬ場合があるわけでありますから、その売却の申し出があつた場合には、これを買わなければならぬというふうな考え方でやつたらどうだらうというような方向で、いま検討を進めておるわけであります。さらに、その外郭のいわゆるB区域といいますか、これについてはやはり審議会の意見を聞いて、ひとつ一種の規制の計画をしたらどうだらうということで、これといふやうに、都市計画法による風致地域の行為の規制の関係の法律があります。助成の規定はまだ別になつてはまた、行為の規制は、現在御承知のよ

いわけであります。この助成について何らかの方法があるかどうか。この点は、地域も相当広範にわたりますし、またその対象も区々雑多でありますので、十分調査しませんと、行為の規制は条例でいまやつておりますが、その条例に見合うところの助成措置を、一体どのような措置でやれるのかという点が、まだ十分な成算を得るに至っておりません。そういうような状況で、もちろん公園地域については、同じ公園地域の中でも、風致地域の大部分は公園地域になつてゐるわけであります。公園地域については、当然公園法その他による助成措置が講ぜられております。ただ、公園でもない、ただ普通の風致地域といふ点については、規制だけありまして、助成の措置が講ぜられないもので、この点は一体どう考えたらいいかという点は、まだ具体的な場所あるいはその他、これは近畿圏だけでなく、全国にわたる問題でありますので、そこで全國的な一つの基準を設定できるかどうか。設定するにしましても、相当膨大な費用を要することでありましようし、そういうことがはたして可能か。議論としてはともかくとして、行政上、予算上、はたして可能であるかどうかという点まで詰めなければならぬのですから、この点はまだ検討の段階に至つていいわけであります。そういうふうに検討の段階に至つてない部分、一方B、Cについては、いま検討を加え、大体こんな方法でどうだろうかという考え方を固めつつある段階である、こういう事情であります。

○岡本委員 保全地域については三段階に考えて

措置を講じていきたい。そしてC段階の一番狭い

分については、現在与党の中で、古都の歴史的風

土の保全に関する法律というふうな形で準備を進められておつて、これが近く国会のほうに出てく

る模様と聞いておりますが、しかし私どもは、あ

の古都の歴史的風土の保全に関する法律の法案を

ちょっととべつ見しました範囲で考えられるこ

とは、あれでも保全地域として、国が、ことにそ

いうような特定な地域、狭い範囲のところという

ふうな考え方にして、それをどう扱つていくかということになつてまいりますから、非常に不備な点が多い。たとえていえば、京都であるとか奈良であるとかいうふうな当然古都の面影をそのまま残してもらいたい、また外人なんかが観光に来ても、まあそういうところを目標に来るわけですから、そういうところが昔のままに保全されたいということになつてくれば、それはいわば日本の庭先、世界の庭というふうなことになつてくるわけです。そうすると、その庭を持つには、その手入れからあるいはまたその管理一切やはり当然庭を持つ側の人がやるべきであつて、庭番に管理費を全部持つてということは、これは無理なんです。そうしていわばその地域の自治体は、保全指定をされますと、完全に庭番にされちゃうわけですね。その庭番にされた地域については、たとえば、保全規制が出てまいりますと、収支が上がらぬのみならず、伸びが将来全然見込みがなくなる。他の地域はどんどん発展していくといふことになつてしまひりますと、それに伴うところの財政措置というものも、国が当然考へなければならぬ。そういうふうな非常に多くの問題点があるといふことです。だから、私どもはあれがもし出できましら、その審議の中でもまたそういう議論を進めてまいりたいと思ひますけれども、しかしながら、そういうふうな非常に多くの問題点があるといふことは、やはり別途の観点で考へなければいけません。それは、いま最後にお尋ねがありました保全立法を出すか出さないかという点であります。先ほど申しましたように、ABCの段階に区分つて見ますと、Cのほうは、これは大体できるといふ確認がつくのですが、Bについては、一体どのような措置を講じたいか、またこれから相当研究する必要があります。それからAのいまの一層広いほう、この部分についても、一緒に保全立法ができるかという点については、いまのところ正直言つて確信がありません。確信があることは無理だということは承知いたしております。しかしながら、来国会には必ず保全立法を一

○小山国務大臣 いま私が申し上げましたのは、

個人の面の利害得失を申し上げたわけでありま

す。そのほか、地方公共団体の利害得失の問題

は保全地域がない。今度の改正案にも出ておりま

せん。ところが近畿圏の保全地域の指定の様子を

見ておりますと、最初私どもが考えておりました

よりも非常に広範囲な指定が行なわれております。たとえて申しますと、伊勢の志摩半島が保全

地域として指定されます。これはまあ伊勢

神宮があるというのであります。それがかなり

なりでなく、やはり風景のいいところといふうな意味で指定される。同じことが、やはり白浜あ

たりあるいは新宮のあたりもそういう形で指定されています。それからまた日本海の海岸が三分

の二以上、ほとんど全長にわたつて保全地域として指定されています。そういうことになります

と、こういうふうな保全地域に該当する風致のい

い地域というものは、関東にもたくさんあるわけ

です。たとえば箱根あるいはまた伊豆諸島はもちろ

り、伊豆半島あるいはまた房総の海岸、あるいは特に水郷地帯、いわゆる利根の周辺の利根水系

のところの水郷地帯、そういうふうなところは、やはりわれわれも枯れススキの歌でわれわれはあ

の歌を聞くと何か鄉愁を覚えるのですが、そういうふうにあげていて、やはりそういうふうな日

本の古い習俗、風俗、習慣、單に古都としての面影としてよりも、庶民の生活を残している姿をと

どめる——姿をとどめるということになると、これはいつまでも船の船頭さんで残されてはたまら

ないでしようから、そういうふうな意味ではなくて、ただ庶民の昔の生活の面影を残すというふう

な意味においては、水郷地帯も残されていていいのじゃないか。そういうふうな考え方をしてま

りますと、これは関東にも、首都圏にも相当保全地域として指定されるべきところがあると思う

のでござりますが、なぜ首都圏には保全地域をなくし、近畿圏には保全地域があるのか。二つとも

人口と産業の過度の集中を排除する、それと一緒に緑地の保全をやっていくというふうな同じ性格

の法律であるのに、片方には保全地域がある、片方にはない。私は理解に苦しむのでござります

が、特に首都圏について保全地域を設けられたい理由はどこにあるのか、お尋ねしたいと思います。

○小西政府委員　お説のよう、房総半島であるとか伊豆とか、これらを自然の景観のまま残すということは非常にけつこうなことでございまして、ただ現在首都圏の区域内におきましては、いずれはまたそういうようなところに、そういう指定をやらなければならない時期が来るかもされませんけれども、現在考えておりますのは、保全区域がないとおっしゃいましたが、近畿圏のよう、保全区域という名称は使っておりませんが、現在の法律の近郊地帯というものを含めまして、近郊整備地帯を設けて、その中に緑地を保全する必要がある地域を近郊整備地帯として指定するという形で、非常に無秩序に広がっておる既成市街地周辺の整備に力を注いだという結果でございます。

ただ、先ほどおっしゃいました伊豆半島というのは、現在首都圏の区域に入つておらないのでござります。

○岡本委員 伊豆半島が入つておるか入つておらないか知りませんが、しかしながら、首都圏の中にもやはりそういうふうな地域は、近畿圏において保全地域として指定されておると同じように、たとえば秩父地方であるとか、とにかく私は相當保全さるべきところはあると思う。同じ法律であるのに、いわばきょうだい姉妹立法であるといつていよい二つの法律の間に、片一方には保全地域があり、片一方には保全地域がない。まあ首都圏整備法から近畿圏整備法ができた過程における両者のアンバランスについては、それは一つの進歩であるということが言えると思います。そうすると、その進歩した近畿圏整備法ができる、その近畿圏整備法が進んでおるから、今度は首都圏整備法もそれに右へならえをして、今度改正していくのだというのが法律改正の趣旨である。ところがその法律改正の趣旨の中に、保全地域が入らない、近畿圏には入つておる。近畿圏には古都がある、し

かし古都は鎌倉にもあるじゃないですか。そうすると、当然そういう地域は保全立法をもつて措置すべきである。江ノ島、鎌倉あの辺一帯、湘南方面は当然保全地域として指定されていいと思うのです。そういう地域があるにかかるらず、保全地域の指定をしない。する必要がないというような見地で今度は抜けておるんだろうと思うのですが、そういうような保全地域として指定しなくてもいいという、その理由がどこにあるのか。やはりそういうことをするなら、古都の歴史的風土の保全に関する法律というような、舌が引つかって回りにいくような名前の法律を考え出してこなければならぬというふうなことになってくるわけです。だからやはりこの際――まあ京都は千年の古都でございます。しかしながら、東京も江戸以来の長い日本の実質的な首都でございまいます。だからそういう点で、皇居であるとかその他、当然保全さるべきものがありますね。これは皇室という関係があるからというふうな意味でなく、やはり日本の歴史的なものとして保全さるべきものでありますから、そういう意味では、やはり首都圏整備法も同じような体系をもつて、四つの地域になつていいと思うのでございますが、その辺についての理由をひとつ承っておきたい。

こう考えておるわけなのであります。ただそういう法律をつくる場合に、首都圏にも保全区域という法律を入れなければそういうことができないらしい法律を入れなければ、これは当然変えなければならぬ。いう状態なれば、これはどうか。それで、この法律を入れなければどうか。いじょうから、その辺のところは新しい法律をつくる段階でひとつ考えていいきたい。この法律について、審議会の意見を聞いて、そして政令で定め得るようにしたらどうだろか、ころもに限らずに、いまおっしゃったような重要な地域については、審議会の意見を聞いて、そして政令で定め得るようにしたうようにしてみたい。政令で定め得るようになりますから、そういうようにしてみたい。政令で定め得るようになりますので、それもあわせて検討させてもらうことにしてみたいと思います。

○岡本委員 首都圏におきまして保全地域がないということは、近郊整備地域に指定されない地域の緑地は規制される方法がない。近郊整備地域に入らない、しかも緑地として残したいというふうな地域は、当然首都圏の中にもたくさんあるわけですがござります。しかもそういうところがまたこれから後どんどん蚕食されていくて、結局、関東一帯が砂漠地帯のようになってしまうのではございません。しかしそういうところがまたこれに経済の成長が関西よりも関東、首都圏のほうがあつたときに、高速公路でございますから、勢いそういう風致の破壊されるのも激しいだらうと思う。だからそういう意味においては、私は将来やはり政府としては、そういうことを近畿圏以上に考えていただきたい。見、渓谷を見というようにして風致が楽しめますのに、関東へ参りますと、相当長距離走らなければ車で三十分も走れば山の中へ入って、川をさかのぼる緑に接しられないというふうに、非常に風致に乏しい。しかも、首都圏は近畿圏と違って風光に乏しいところです。東京へ関西の私たちが参りますと、何と殺風景なところだ。われわれのほうですと、車で三十分も走れば山の中へ入って、川をさかのぼった。私どもは話に聞いておるだけでございませんが、武藏野という、うつそうたる森林があつた

て、そこに相当いろいろ文人墨客の目を楽しませました。そういう場所もあった模様ですね。それがいつの間にかこのような広漠とした、ただ平野というふうなものにされてしまったということの中には、明治以来の、日本のそういう行政の中での縦地の保全に対する配慮の欠陥というものが、長い百年の歴史の中で、今日の沙漠然たる東京をつくってしまった、また首都圏をつくってしまったということになるのだと私は思う。しかしながらその中にわずかに残されているものがあるとするならば、それは当然残していくかなければならぬのではないか。乏しければ乏しいほど、その保全への努力を尽くしていただきたいと私は思いますので、これは適當な機会に、首都圏整備委員会のほうでもお考えを願いまして、ぜひ保全地域といいうものの規定を設け、それに対するところの行為制限を行ない、またそれに対するある程度の補償なんかも行なわれているのであります。

ところを、今度は近郊整備地域にする。その近郊整備地域については、いろいろな都市計画を立てて整備をやっていくということをございますが、元来、首都圏整備法ができましたときは、近郊地帯は緑地として残すのだ、こういうことでございました。そうしてまた、首都圏の既成市街地域といふものはあまりにも過密だ、だからその周辺は緑地として残して、その外郭に新しい都市を発展させていく、こういう構想でございました。ところが、その近郊地帯に対する整備の方針というものが、指定しちばなしで全然樹立されなかつたために、人口と産業がどんどんそれを蚕食してしまつた。だから、その既成事実に対応して、言いかえますと、既成事実に押されてしまつて、ここも都市計画をやつて、その一部を緑地として残しつつ都市化していく、というふうな趣旨のよくな今度の改正かとも考えられる。そういうことになりますと、首都圏整備計画というものが、大きく、百八十度の転換ではございませんが、少なくとも九十分度の転換ということになつて、当初の計画というものが大きくゆがめられてしまう。言いかえますと、今度の首都圏整備法の改正というものは、当初の目標をもう見忘れて、違った方向へこれから進んでいくのだ、こういうふうな意図のように受け取れないこともございません。その点について、首都圏整備委員長のお考えを承りたい。

○小山国務大臣　今度こういう改正をしましたのは、おっしゃるとおり、実は既成事実に押された問題をこの際修正をしたいということなのであります。御承知のように、グリーンベルト等をつくってそういう整備計画をつくろうとしましたが、市町村長が都市計画で申し出をしないとできないということになると、地域住民の非常に強い反感があつたわけであります。その反感があるためにことになって、工場は建たない、住宅は建たない、どんどん蚕食されていく、これがいままでの実態

であつたわけであります。そこで、いつまでもほ  
うっておきますとますますそういう状態になつて  
しまいますから、この際ここは改むるにはかかる  
ことながれで、今までとはともかく失敗だつたの  
だから、そこで失敗は失敗と認めてやり直そう、  
こういう考え方で、今度は都市計画をつくります  
場合にも、市町村長の意見は聞きますけれども、  
東京都の知事もしくは府県知事の申し出によつて  
都市計画をつくつていく、こうしますれば、いま  
までのような無秩序な蚕食状態といふものは少な  
くとも相当強くチェックされるはずでありますか  
ら、そういう考え方で、今度はひとつ都府県知事  
の申し出によつて都市計画をつくり、そうして緑  
地として残すべきものは緑地として残す、風致地  
域にすべきものは風致地域にする住宅地にする  
もの、街路、市街化するもの、こういうふうにさ  
い然と計画に従つてやつていくようにしたい、こ  
ういう考え方で、今度の提案を申し上げたわけで  
あります。

○岡本委員 近郊整備地域の中に工業団地もつく  
る、こういうふうなことがあります。いままで近  
郊地帯は緑地として残すのだが、家も建てさせぬの  
だ、こういう考え方であったところへどんどん住  
宅が建たれると、その既成事實に押されて、今  
度は工場まで建てるのだ。こういうことになって  
まいりますと、少し話が飛躍し過ぎているのでは  
ないか。都市計画が立てられますと、ある程度の  
緑地帯あるいは風致地区、そういうふうなものも  
つくつていかれると思います。工業団地をつくる  
ということは、そこで働くところの相当な労働人  
口というのも当然定着を予想しているわけでござ  
いますから、そういうふうな緑地帯、グリーン  
ベルトとして残すものが蚕食されてどんどん住宅  
が建てられるものだから、やむを得ず、それに対  
応したところの整備計画を立てるのだということ  
はわかります。しかしながら、そこへ工場まで持  
ち込むということになつてまいりますと、話が飛  
躍して、当初の計画を全く無視したものになると  
考えられるのですが、いかがでしょうか。

○小山国務大臣 この点は、実は二つあります。一つは、今度整備地域に入るところに、以前からいわゆる開発地域に指定したところがありますために、それをいまさら取り消すわけにはいかぬという点が一つ。もう一つは、整備地域内に工業団地を置くのはおかしいとおっしゃいます点であります。が、実は過密の問題がありまして、東京都の既成市街地から疎開してもらおうとか、制限をするために出てもらわなければならぬ、あるいはそういう工場は入ってもらっては困るというものが相当あるわけです。しかもその中には、印刷工場とか、牛乳工場とか、そういうた消費生活を豈むためには必要な工業というものもあるわけなんです。そういうものをそこに収容しよう、そのための団地をつくろう、こういう考え方なんです。あなたがおっしゃりたいのは、それじゃ無制限にどんな工場も入れるのが、汚水を流すような工場あるいは煙を出すような工場もいいのか、たぶんこういうことだと思います。参議院でもその話が出ましたが、これは実は法律上の規制はいまのところないのです。重工業でも、どんな汚水を出す工場でも、あるいは煙を出す工場でも、禁止をするという規定はないわけなんであります。工場団地をつくって、そこに入ってくる工場はどういうものを入れるかというのは、たしか知事の権限だと思うのですが、将来、この点が法律上の規制がなければともだめだという状態になれば、当然また考えなければならぬと思います。いまの段階では、工業団地に入ってくる業種の指定をする権限を持つておりますから、それでまず防げる、こういう考え方で進めるわけであります。

○岡本委員 現在、既成市街地における工場等の制限に関する法律の施行令に、都市に密着したなにとして、次のようなものは製造業から除外することになっている。そういうふうな工業だけをそこへ持っていくということですか。どの程度のものにするかということはいずれ政令で規定される

と思うのであります。が、大体政令で規定される範囲はどういうふうなものを考えておられるのか。もう少し具体的に、事務当局からでもけつこうですか、お答え願いたいと思います。

○小西政府委員 まだ具体的に何かにと申上げるところまでいっておりませんけれども、先ほど委員長からお話をございましたように、都市型の工場といいますか、印刷工場であるとか、あるいは家具木工の類であるとか、あるいは牛乳といつたような形で、しかもこの場合在来の近郊地帯というものには少なくともそういうようなことは考えておりませんが、現在の状態が、近郊地帯においてこうしてどんどん秩序なく人口が定着しているといっているという状態を見ますと、これに対して計画的に措置をしておかないと、後手後手になつて公共施設に金を使うということから、やむを得ず町の形成をやるというようなことであります。が、この町の人たちが生活するために、いま申し上げたような工業等いうものが不可欠であろうというようなものを選んで規制していくたい、というような考え方を持っておるのでございまして、これにつきましては、いま先生おっしゃいますように、政令といいますか、さらに検討したい、かのように思つておるのでござります。

○岡本委員 人口の集中を排除する、同時に緑地を保全するということになつてしまりますと、これは土地利用区分を確立しないととても不可能だと思うのです。政府のほうでは、土地利用区分の確立ということについて非常にためらつておられる。しかしどこかでいつかこの決断をびつとやらないことには、いろいろ出てまいつております。現在の日本の土地制度に伴ういろいろな矛盾、たとえば地価の法外な値上がりであるとか、住宅難であるとか、あるいはまた都市の過密化であるとかいうふうなもの、それに伴う公害、さまざまなものであります。だから、建設大臣として、土地利用区分について、一番中心とならなければならぬ役所は一体どこのか。私は建設省であると思うのです。

○小山国務大臣 土地利用区分は当然やらなければ  
と思うのですが、どういうプログラムでやりたい  
のだ、どの段階にあるのだというふうなことを、  
この際私ははつきり示していただきたいと思うの  
でございますが、いかがでしょうか。

ばならぬわけなんです。それで着々準備をしておりますが、ただ土地利用区分をやつただけでは効果がないのでありますて、土地利用区分をやつたあとにどういう構想でやるのか、それを勧行せらるのにはどうすればいいのか、違反した場合にはどうしたらいいのかというところまできちっときめていきませんと、ただ利用区分をして、たとえば農地は永久に農地だとかいうふうにしなければならぬわけですから、そこで住民の非常な反対が出てきたりいろいろいたします。けれどもこれは当然やらなければなりませんが、やった以上は、いま申し上げましたようにそれを守らせる。守らせる手段はどうか。それからそれに対する違反は一体どうやって防ぐかというところまできちっときめていきませんと——つまり土地利用区分をつくる計画そのものはできますけれども、そのあとの明細な作業が進まない、こういう点がありますので、これは両面相まって、きちんと考えていくませんと、効果が出ませんから、そういう面であわせながら考えておる。特に地価の高騰の問題、過密都市の問題とあわせて考えていくとしておる。これは真剣に私のほうの都市局あるいは計画局で検討している最中なんであります。

ところに、私は政府の行政についての怠慢があると思うのですよ。建ったものは知らぬ、人間が入っておつたらどうにもならぬじゃないか、そういうようなことをやっているから、今日何ぼでも不法建築が横行していると思うのです。いま建っている住宅の一体何割が不法建築であるか。無届尋ねしてもこれは無理であろうかと思いますが、私は戸数でいえば二、三割程度は不法建築であると思います。今日都心に建つておるところのアパート、あれはほとんど不法建築です。許可是とつております。それで許可をとつておらずにどんどん建てております。たまに許可をとつておるのがありましても、建築のときには、きちんとこのような防火設備をします、このようにしますと言つて建築認可はとります。けれども建つたものはそれが実行されておらない。だから陸から平気で火災が延焼してくるというふうな形のもの、そしてまた事実、今日の建築基準法では別に使用認可は要らないのです。たとえばもうどんどん入つたらしいのです。そういうことになつてゐる昔は、私も詳しくは覚えておりませんが、使用認可がなければ、便所の検査まできちつと受けて使つてよろしいということでなければ、建物を使うことができなかつた。それが建築基準法が非常にルーズにだんだん変わつてしまひまして、これはやはり建築業者なんかからの運動が奏効して、今日のようなぐうたらな、でたらめな建築基準になつておると思うのであります、とにかく建つてしまえばどうしようもないというのが今日の建築基準法です。だから不法建築が横行している。もう縁地は何ぼでも破壊される。またわれわれがそういうことについて、こんなに不法建築がどんどん建つてゐるのはけしからぬじゃないかといふようなことを地方の自治体の建築課なんかに言つていきました、いや、もう予算がないから、人がないから、全然バトロールなんぞはできません、だから通りがかりにつけたりざらす、

そうでない限りにおいては、実質的にはわれわれは野放しにするつもりはないが、そういうことになっております、こういうことです。今度は建つてしまえば、こんなもの建ててしまつて困るじゃないかといふうなことを言いますと、いや、しかししながら建つてしまつたものを強制執行する費用がない、こういうことです。だから結局するするとそこへなにする。そうすると、そんなふうな建物に対して、不法建築に対する、電気、ガス、水道といったものを供給しなければいいじゃないか、こういうことを申しますと、いや、しかしながら、人が入っているのにそういうものを入れないといふことは、これは人権無視でござりますのでと、こういうようなことなんです。結局は不法建築やりはうだいというのが今日の建築基準法です。しかしながらいま近畿圏整備について、あるいは首都圏整備について、きちんとした整備計画を立てて、その上に立つたところの町づくり、国づくりをやっていこうということになりますならないば、まず第一には、その整備計画をびしっと励行する、また整備計画は絵にかいたもちになつてしまふ、ただ計画だけに終わつてしまつて、実質はそういうふうにはならないと思う。だから首都圏整備計画をお立てになり、また近畿圏整備計画ができましたら、それをどこまでも確実に実行していくという意欲をお持ちかどうか。

その次には、それに必要な建築基準法その他都市計画法、区画整理法、いろいろこれから後改正しなければならぬたくさんの問題点があると思うのでありますか、それと真剣にお取り組みになる用意がおありかどうか。こういう点を大臣から承りたい。

**○小山国務大臣** いま岡本さんが言われたようなことが実態であります。それで今度の整備計画をつくるにあたりましては、都市計画すらできておらないという点をまず改めていきたいというのがありますが、それと真剣にお取り組みになる第一のねらいであります、これで計画ができる

ば、不法建築は不法建築なんでありますから、いままでは不法建築でらなかつたという状態ですが、今度は不法建築でありますから、びしびし取り締まるるという体制には——実際問題としては、人手が足りないとか予算が足りないという面でなかなかうまくいくってないようありますけれども、それでも現に、あとでまた御説明の機会があるかもしれません、一罰百戒で、極端なものは、見つけたら撤去命令を出しておる事例もあるのであります。そういうようなことをやりました。しかしこれはやはり地域住民なり地方自治体の御協力を得なければ、政府が幾ら力んでもできない問題でありますけれども、そういう認識を地方自治体に持つていただいて、そしておっしゃるような方向に持つていかなければならぬと思います。同時に、いまの建築基準法も都市計画法も、私は私なりに、直さなければならぬと感じておるわけなのであります。私も実は就任以来、やれといふことでずっと激励してみたのでありますけれども、事情を聞きますと、やはりそう簡単にはなかなかいかないようありますから、そこで十分な準備を整えて、審議会の先生方の意見を聞いて、抜本的なものをつくり上げてみたい、こう思いつつ、いま奮励しておる最中なのであります。

○岡本委員 近畿圏整備にいたしましても、また首都圏整備にいたしましても、既成市街地の再開発というものが大きな問題です。それからまた近郊整備地域の整備計画というのもの、これは非常に重要な問題です。しかしながら、いま大臣が仰せのように、いろいろのそれに関連するたくさんの法体系の中でも、それをうまく運用しつつやっていかなければなりませんが、そういう法律が今日の時勢にマッチしておらぬのです。これだけ急速な経済の成長、これだけ激しい都市への人口集中また産業の発展、こんなものに対応するだけの体系がいまとられておらない。だから、こういう都市

計画法にいたしましたが、あるいは区画整理法にいたしましたが、すべて今日の都市の現状に合わせ、経済の現状に合わせたものに根本的な改正を加えていく必要があるのではないか、私はこう思っております。また長い問題であつた河川法も、やはり非常な困難を排除しつつ改正されたのです。だからやはり、今日の日本の経済成長の情勢に応じた法体系というものを今後つくっていただきたいと思います。

から、区画整理方式をおとりになるということはないだろうと思うのですが、いかがでしょう。

○尾之内政府委員 すでに区画整理事業で、ある  
いは都市計画事業で広げられました街路を国道に  
いたしました場合、さらにそれを広げる必要を生  
ずる場合の例かと思いますが、その場合、その事  
業をやはり都市計画事業として実施する場合と、  
都市計画事業によらないで直接道路事業として実  
施する場合と二つあると思います。後者の場合は、  
直接買収方式で、国道として、国がおそらく  
買収すると想いますが、やはりその間の事情こ

貢献であると思ひます。そういう風の事業であります。よりまして、広げる事業を、一般的な都市計画事業あるいは区画整理事業としてやる場合には、これは国道でございましても、そういた他の事業としてやる、こういう方法があると思います。ここでは、竹田街道についてどちらでやるかというところにつきましては、ここで申し上げる用意はございませんが、たぶん後者のほうになるんじゃないかなという気がいたします。

部分については、区画整理の話も出ておりませんし、そして直接買収方式でいかれるもの、こういうふうに私どもも理解いたしておりますし、同時にまた、いつか私的に局長にお尋ねいたした場合にも、そのようなお話をございました。そこで、いま区画整理の事業になつておるのは、その竹田街道の延長なんです。それと国道になる部分の拡幅については、これは直接買収方式でいかれる。しかしながら、その延長であるところの部分が広がつていくのにについては、区画整理方式になるということになつてまいりますと、付近の住民の払う犠牲の形態というものが違うのですね。同じ道路でも、ある区間については国道でやるから、これは拡幅されるのに直接買収でいかれるから、付近の住民は何も減歩の話も出なければ清算金の話も出ない。ところが、それを延長していく分については減歩だ、清算金だというので、大騒ぎをしなければならぬこういうことになつてしまりますと、同じ道路を広げていきますのに、非

常にやり方について違ひがあるだけに、また住民の側からは不公平だ、こういうふうな意見も出てくるわけなんです。それでは、区画整理方式で頭から――国道をつくる場合に、こことのところは国道ができたら非常に開発されるのだから、区画整理でやってくれ、こういうふうな話で、道路を広げる場合に、道路局として、建設省として、この国道をつくっていく場合に、区画整理の方式でやっていかれるというふうな事例がござりますでしょうか。

○尾之内政府委員 そういう事例はございます。やはりその地域によりまして、区画整理のほうが用地の取得がやりいい場合もござりますから、国道でございましても、そういうような事例はござります。

○岡本委員 それむなしで北洋が要求した場合は、そういうことになってくるのじやないでしょ  
うか。そうでなければ、それはやれないのじやないでしょ  
うか。  
○尾之内政府委員 一般的に、そういう場合はさ  
ざいます。

しかし、それから大阪の場合も、これは国道ではございません、これは御堂筋は府道になるのですようか。市道ですか。市道でありましても、とにかく一番大きな区画整理地帯の幹線道路は御堂筋がずっと伸びていきますのに、区画整理部分については、いわゆるお順にお詰めを

願いますという形で、減歩だ、清算だというふうな形式をとって、道略が広げられていくますが、これが他の地域に入っていきますと、直接買収方式で行なわれる。そうすると、付近の住民のいろいろな面での負担の形が非常に変わつてまいります。非常に不公平になると思います。あ

る区画整理地域だけは減歩だ、清算だといった形のものが出て。しかしながら一つ越えると、隣接している地域については、同じように道路が広げられる。同じように広げられるが、それが直接買収方式でいかれるから、その近くの住民は別に満

算金も何も出さなくていい、こういうふうな状況が出てまいりますが、そういう点について、これは都市局なり道路局での御意向でございましょうが、同じ道路をつくるのにしても、片一方はいわゆる施行者のほうで負担が非常に少なくて、それだけ付近の住民の負担が重くなる、片一方は全然施行者のほうで負担するというふうなことになってまいりますが、こういうふうな不公平といふものについて、地域の住民を納得させるような説明がしていただけるでしょうか。

う法律ができました。それに予算が伴う、金がかかるということで、それはごく狭い部分にとどめて、ほとんど区画整理にたよるうとするところに問題があると思うのです。ところがその過密地帯での——過密といかなくとも、相当居住者のある地域でありますと、いろいろの人がそこにいるわけです。とにかく土地を持っている人の中にも二つあると思うのです。一つは、さら地を持つている人は、値上がりするからそれはけっこうです、大歓迎です。受益するから……。ところが貸し家を持っている人になりますと、従来の家賃で住まわしておる小さい家がたくさん並んでおるから、もう減歩のしようがない。そういうような貸し家を持っている人は、減歩に対する清算金を払わなければならぬ。そうしてそれが坪五万、十万というような地価になつてまいりますと、減歩金が相当痛いです。すると家賃を上げなければならぬ。しかしながら居住者はなかなかそれに応じてくれないということで、貸し家の所有者は潜在利益はあるけれども、当面利益はない。同時にまた、犠牲が伴つてくるから困るというふうなことになつてまいります。また持ち家を持つておる人でも、商売をしている人は、土地が榮えれば商売が榮えるからけつこうだ。こういうようなことになってきます。しかしながらサラリーマンだったり、別にそこに大通りができるようが商店街ができるようが、居住するということだけで何も——ただ通勤がやや便利になるという程度、居住環境が少

しょくなるという程度であつて、直接の恩恵はないわけですね。それに相当な額の清算金を払わなければならぬということになつてしまりますと、いわゆる小住宅の居住者というものはみんな反対します。借家人になつてまいりますと、それは家賃は上がるし、商売をしていなければとても痛いことがあるわけです。しかもその地域の居住者のはとんどがやはり小住宅に住み、同時にいわゆる俸給生活者です。だから、そういう人たちが、別に大阪の新駅の近くに大きな街路をつくられたからといって、そんなに直接の利益は受けないので、いろいろな形での経済的な犠牲をしいられるというところに、今日の反対運動の大きな原因があるわけあります。だから、そういう地域を、都市改造方式をもたずくに区画整理方式でいこうとするところに、私は無理があるのでないかと思う。しかも、新大阪駅というようなところになつてまいりますと、いま駅前なんか三十万、四十万以上だろうと思うのです。当時新駅ができるまではただみたいな土地が、急にばつと暴騰した。そこでプローカーが入って値上がりをどんどんあおってきたというようなことのために、地域住民は新駅ができる便利になつたのはいいけれども、こういうふうな区画整理問題が出てきていたへん迷惑ですわ、というのが偽らざる声のようございます。だから建設省として、一体こういうような市街地の改造を、都市改造していくのか、あるいはあくまでも今までのよほんな方式で区画整理でいくのか、ということが一つの大きな問題で、私は、経済成長に伴うところの政府のとるべき方針についての一つの転換期に入つてきておる、こういうふうに思うのでございますが、大臣の御所見を承つておきたいのです。

○小山国務大臣 この点は、地域住民にとってはあることはおっしゃるとおりであります。一方、しかしながら、今度は直接買収によつてもまた不公平が起つるわけですね。地価問題というの

は大体そこから起つるわけですから。それから今度は裏だなにおつた人が非常な利益を受けるといふ同じような弊害が起つるわけです。そこで、むろん都市改造事業であれば、助成金があるからその点が比較的楽になるわけがありますけれども、都市改造事業でやってぐんぐん予算をふやしていけば、そのほうが摩擦は少なくてよろしいわけですが、さてまたそれだけの財政力があるかどうかという点にまた問題があります。そこで、それはできれば、財政の負担能力があれば、都市改造事業であるほうが望ましいということだけは問題なく言えると思うのであります。と同時に、やはり自分の町をよくするという点からいえば、お互いに区画整理事業もやつてもらわなければならぬ。ただおっしゃるようにもうすっかり稠密状態になつてから区画整理事業をやろうとするから問題が起つるのでありますから、できるだけそういう状態にならないうちに区画整理事業をやつておいて、そして稠密状態になつてしまえば、これはやむを得ず、順序は待つてもらわなければなりませんけれども、改道事業でやつていく、こういうふうな考え方でいかざるを得ないのじやないでしようか。○岡本委員 まだもう少し太宰にお尋ねしたいこれが残つておりますが、もうだいぶなにでございますから、あした続いて質問させていただくことにいたします。

○森山委員長 次会は明十九日水曜日、午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十九分散会

昭和四十年五月二十一日印刷

昭和四十年五月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局